

大東市行財政改革プラン

大東市行財政改革大綱

(平成16年度～平成20年度)

平成16年12月

大 東 市

はじめに.....	1
これまでの取り組み.....	2
1 「3S21プランPART2」の検証と評価.....	2
2 緊急財政健全化対策の検証と評価.....	4
新たな改革の必要性.....	5
1 本市財政の現状と今後の見通し.....	5
2 社会と時代の変化.....	6
3 改革新時代の到来を迎えて.....	8
市政の目指すべき方向.....	9
1 基本的な考え方.....	9
2 総合計画の8課題.....	9
3 今後5ヶ年の重点施策.....	9
改革を実施するにあたって.....	12
1 改革の視点.....	12
2 計画期間.....	14
3 実施上の留意点.....	14
改革の具体的方策.....	15
1 人件費総額の圧縮.....	15
2 小さな市役所への再編.....	19
3 既存事務事業の見直し.....	22
4 最大限の収入の確保.....	28
収支見通しと財政計画の基本方向.....	31
1 財政収支見通し.....	31
2 財政計画の目標.....	34
3 健全化実施後の財政計画.....	35

はじめに

ふたたび改革の時代を迎えて一

かつて、本市は「財政再建団体 転落」の危機に直面し、市民サービスを停滞させるといふ、自治体としてあってはならない経験をしました。この苦しい経験から、本市は他の自治体にさきがけて、行財政改革に真摯に取り組み、捻出した財源を真に必要な市民サービスの向上に振り向けるといふ、行財政改革としての本来の姿を確立させてきました。

しかし、日本経済は本格的な回復が遅れ、本市の市税収入は減少を続けています。また、国の三位一体改革の動向は、地方への財源保障機能を担う交付税制度の縮小が必至であり、本市の財源不足額はさらに拡大すると見込まれています。役所が陥りがちな、現状を到達点と考え、現状維持の考え方を続けることは、再び「財政再建団体転落の可能性」と「市民サービスの停滞」といふ、自治体としてあってはならない事態を迎えることとなります。

現在見込まれる財源不足額の大きさは、かつての節約偏重型の行政改革や管理部門主導による行政改革だけでは、克服することのできない事態を迎えています。仕事のやり方を変えて大胆な減量を行い、新たな施策を展開していく財源を確保するとともに、人員、財源、物的施設、情報などの限りある行政資源を、市民にとっての成果の視点から、最大最適化させる「経営」の考え方を推し進めていく必要があります。市民に最も近い現場での改善・改革が、市民サービスの質的な向上を図る上で重要になってきています。

本市では、平成15年度当初には若手・中堅職員からなる「大東市役所を変える50の方法プロジェクトチーム」が、組織で取り組むべき30の提案シートをまとめました。

また、平成15年度末には、本市の行政運営に民間経営の発想や手法を導入する方策について検討していた「大東市行政経営推進委員会」から、本市を改革するための15の改革提案が行われたところです。

本プランは、これらの経営的な発想にもとづいた報告書の趣旨や具体的な提案を取り入れ、トップと現場が一体となって、今後の「大東市の経営」を推し進めるための方策を示すものとします。

財政再建団体・・・地方財政再建促進特別措置法の規定を準用して、財政立て直しを目指す自治体。財政再建団体になった場合、国の指導・監督を受け、自治体として主体的な自治能力の発揮と責務を果たすことが困難になる。

これまでの取り組み

1 「3S21プランPART2」の検証と評価

本市は Slim (スリム)、Service (サービス)、System (システム) の 3S をキーワードとし、それぞれに共通して必要な Speed (スピード) の要素を加え、平成 13 年度～平成 15 年度の 3 ヶ年で「3S21プランPART2」を推進してきました。

この結果、公共工事コスト縮減額を除く、3 ヶ年の行財政改革で得られた財源創出効果は約 7 億 4 千万円に達し、これらの財源が新規施策の展開と既存施策の充実として、市民サービスの向上に振り向けられました。

しかし、景気の長期低迷から市税等の一般財源収入が減少し、「3S21プランPART2」の推進だけでは、財源不足額を完全に補うことはできませんでした。

項目達成率

実施または検討すべき項目 全 98 項目

実施済 41 + 進行中 37 = 78 項目 達成率 約 80 %

未達成 20 項目 (中止 4、検討中 16)

効果額

平成 13 年度 115 百万円

平成 14 年度 263 百万円

平成 15 年度 362 百万円

計 740 百万円

6つの重点項目の達成状況

「3S21プランPART2」では、特に重点的に推進すべき項目として、次の 6 つの項目を設定していました。

これらの項目の目標および達成状況については、次のとおりです。

三位一体改革・・・地方財政の改革において「国庫補助負担金の削減・地方交付税の改革・国から地方への税源移譲」を同時に進める考え方。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権拡大を目指している。

1 給食調理業務の民間委託の推進

- (目標) 平成20年度までに全15校中10校を民間委託
(達成状況) 平成15年度末で6校、平成16年度当初で10校を民間委託

2 保育所民営化の検討

- (目標) 将来の民営化に向けた検討作業に入り、出来るだけ早い時期に民営化に着手
(達成状況) 平成15年度に上三箇保育所を民営化

3 スピード行政に対応した組織・機構の再編

- (目標) 簡素で効率的な組織・機構に再編
(達成状況) ・平成14年度に1部3課を削減する機構改革を実施
同時に、51系の廃止による組織の柔軟化、全主幹の上席主査兼務による組織のフラット化、総括次長制度の導入により部内および部間調整の円滑化を実施
・平成15年度に消防署の隊制を廃止し、運営が柔軟な課制に変更

4 適正な定員管理の推進

- (目標) 平成25年当初の職員数を1,080人としている定員管理計画を見直し、長期採用計画を策定
(達成状況) ・平成14年度に、平成25年度当初の職員数を869人とする定員管理計画に変更し、毎年20人の採用を基本とする長期採用計画を策定
・平成16年度当初職員数は、計画数値1,124人に対し実績1,077人と、計画を上回るスピードで減少

ワンストップサービス・ノンストップサービス・・・各種の行政手続の案内、受付、交付などのサービスを身近な窓口やパソコンで、市民をできるだけ移動させることなく1箇所あるいは1回の手続きで行うことができるようにする考え方。

5 ITの推進

- (目標) 「ワンストップ・ノンストップサービスの促進」「市民との情報の共有、市民参加、市民参画の促進」「行政内部の情報の共有化による業務の効率化・スピード化の促進」などの手段として、IT化を積極的に推進
- (達成状況)
- ・本庁・出先施設等を結ぶ地域イントラネットの構築、全庁的に300台のパソコンを新規配置
 - ・新財務会計システム・人事出退勤システム等により個別事務を効率化
 - ・庁内ネットワークを活用し、全庁的業務を効率化
 - ・市ホームページのリニューアル、市民との双方向のやり取りが可能な各課へのメールアドレスの付与、選挙速報・パブリックコメント・各種申請書類のダウンロードサービス化等、市民サービスを向上

6 新たな行政経営システムの導入

- (目標) 行政評価システムの導入
- (達成状況) 事務事業評価を導入
- | | | |
|--------|------|--------|
| 平成15年度 | 試行 | 約120事業 |
| 平成16年度 | 本格実施 | 約550事業 |

2 緊急財政健全化対策の検証と評価

市税、交付税等の減少により、「3S21プラン PART2」の推進だけでは、施策の展開に必要な財源が確保できなくなり、平成14年6月に「緊急財政健全化対策」を策定し、実施しました。

緊急財政健全化対策では、議員、特別職の報酬カット、一般職員の定期昇給の据え置き、投資的経費の圧縮など、財源創出効果の大きな項目を中心に健全化対策を実施しました。

その結果、歳出の見直し項目で、ほぼ全項目を実施済とし、効果額については「3S21プラン PART2」と重複する部分がありますが、単年度ベースで約8億7千万円の財源を捻出しました。

これにより、危惧された市民サービスの停滞を回避することができました。

イントラネット・・・インターネット標準技術に基づく庁内ネットワークのこと。情報伝達のスピード化や情報の共有が図られる。

パブリックコメント・・・本市では平成15年10月から実施している。条例や計画などの一定の政策の策定に際し、市の原案を公表し、広く市民の意見を求め、それを考慮して最終決定をする制度。

新たな改革の必要性

1 本市財政の現状と今後の見通し

今まで本市は、数次にわたる行財政改革を行ってきました。しかし、本市が常に市民サービスの停滞を危惧しなければならない、厳しい財政状況から抜け出せないでいるのは、主に次の二点に原因があります。

(1) 人口急増期に増大した行政需要への対応により、急激な施設建設とともに大量の職員採用を行いました。人件費がいまなお大きな財政負担となっています。人件費総額は、職員の大量退職時期が終わらなければ減少しません。

かつて長期に赤字財政から脱却できずにいた原因は、人口急増期に余儀なくされた短期集中的な施設建設と行政需要の増大による大量の職員採用でした。

短期間に大量に採用した職員の人件費は、職員が退職に至るまで約40年間、長期にわたり財政負担となっています。

また、本市では職員の高齢化が進み、職員給与が年齢とともに上昇し、人件費総額の高止まりが続いていることも特徴です。

人件費総額の大きさが、財政構造硬直化の最も大きな要因になっています。

「3S21プラン PART2」による職員定数の削減は、計画以上に進んでいます。

しかし、人件費総額が本格的に減少するのは、平成18年度以降の大量退職時期の経過を待たなければなりません。

それまでの間は、職員の大量退職によって退職手当が増加し、むしろ人件費負担は増加に転じるものと見込んでいます。

(2) 市税、交付税等の一般財源収入の減少が続いている。

本市の市税や地方交付税等の一般財源収入が、毎年減少を続けています。

しかもその減少額は、最近では10億円以上と大きな額になっており、行政改革を行っても、改革効果が1~2年で消える結果となっています。

また、市税については、いまや単なる景気の循環的な動きだけで減少してい

投資的経費・・・公共事業等により、道路や橋、学校など、財政支出の効果が市の財産として残っていくものを指す。

るのではなく、少子高齢化で生産年齢人口が減少し、納税義務者そのものが毎年減少しているという社会全体の構造的な要因を認識しなければなりません。

このため、今後、本格的に景気が回復しても、市税収入がかつてのように大きな伸び率で増加することは期待できません。

さらに、国が現在進めている「三位一体改革」は、いわゆる財政の地方分権というべきものですが、地方交付税総額の削減は、必然的にその「財源保障機能」を弱めるものであり、もはや市税の減少をこれまでのように地方交付税が補完することは大きく期待できません。

以上のことから、本市では、今後とも大きな財源不足が続くものと見込まれています。

2 社会と時代の変化

「3S21プランPART2」は、従来の行財政改革とは異なり、重点的項目を中心に大きな成果がありました。

しかしながら、社会情勢の変化、経済情勢の変化、市民の意識や行動の変化など、本市を取り巻く環境は急速に変化しています。

このため、新たな行財政改革プランによって、市民サービスの向上を目指す必要があります。

(1) 本格的な景気回復の遅れによる市税収入の減少、国の三位一体改革による影響から、財源不足額の拡大が必至。
財政再建団体への転落を避け、市民サービスの停滞を回避することが必要。

日本経済全体の景気の回復が進まず、本市の市税収入は減少し続けています。また、少子高齢化の影響も顕著となり、本市の納税義務者数も減少傾向が続いています。さらに、国の三位一体改革の影響は、本市にとっては、交付税総額の減少を補うほどの新たな税源移譲が行われるとは考えられない状況にあります。

現時点の本市の財政試算では、大量の職員が定年退職を迎え職員総数が減少するまでは、毎年10億円以上の財源不足額が生じる見込みです。この結果、

新たな改革を行わなければ、本市の積立金をすべて取り崩しても、将来、財政再建団体に陥る可能性が強くなっています。

(2) 財源不足額の大きさから、これまでの節約型行財政改革では克服が困難な状況。仕事のやり方を変えていく大胆な改革と現場発の改善を強化することが必要。

「3S21プラン」の財源捻出額は、PART1、PART2ともに単年度約2億5千万円でした。毎年10億円以上にのぼる財源不足額を補填していくことは、従来どおりの節約型の行財政改革手法では、困難な状況です。

この状況を克服するためには、市民、議会、市のトップと各組織が一体となって改革に取り組む必要があります。

また、各現場でも可能な限り現場発の改善を行い、小さなことでも市民満足度を向上させることが必要です。

(3) 本市の人員、財源、物的施設、情報などの行政資源は有限です。しかし、経営的な視点から、有限な行政資源を最大最適に活用することによって、市民サービスは向上します。経営的な考え方を取り入れた新たな改革が必要。

従来の右肩上がりの発想では、自立的な大東市を目指すことはできません。「自立」とは、第1に、自己決定 自己責任の立場にたつことであり、第2に、自らの有限性を認めた上で、新たなスタートを切れることです。

人員、財源、物的施設など、本市の行政資源には限りがあり、有限です。

このことは、日本経済の長期停滞や市税のさらなる減少によって、多くの市民や行政に関わる者にも、理解することができるようになってきました。

行政運営にあっても、明確な目標設定を行い、成果の視点から結果を評価することによって、限りある行政資源の最大最適化を目指す「経営」の考え方を、さらに強化していく必要があります。

(4) 依然として、市民から見て市役所内に内部志向、効率性の欠如など、市民意識と合致しない部分があり、市役所改革を強化していくことが必要。

仕事のやり方を大胆に変えるためには、それを行う市役所や職員の意識が大きく変わっていく必要があります。

中堅・若手職員のプロジェクトチームから報告された「大東市役所を変える50の方法」は、市役所改革と職員の意識改革に真正面から取り組んだ貴重な報告書でした。

報告書の趣旨を生かし、提案を具体的に実現していく改革が必要です。

(5) 市民や企業の意識や行動が、サービスの受け手としてだけでなく、公的サービスの供給主体としての役割も担っていきこうと変わってきています。市役所がすべての公的サービスを担う時代が終わりつつあります。

本市でも、NPO が生まれ、育ってきています。

企業も、指定管理者制度が創設されたことにより、以前にもまして公的サービスを担おうとする意欲が高まってきています。

公平性や正確性を重視する市役所が、従来のようにすべての公的サービスを担うことは、サービスを供給する側の専門性や柔軟性の違いから、かえって市民サービスを低下させる結果になりかねません。

それぞれが得意な分野を分かち合い、質の高い公的サービスを提供していくことによって、全体として市民サービスの向上が実現されていく時代に変わってきています。

3 改革新時代の到来を迎えて

本市は、このように財源不足額が大きな厳しい時期を迎えますが、これを「改革新時代の到来」と積極的に捉えます。

今後の財政状況を可能な限り客観的に把握し、改革を実現することによって、財政再建団体への転落の危機と市民サービスの停滞を回避します。

これからの10年間は、多くの職員が定年退職を迎え、職員数が減少する時期です。

この時期を見過ごしでは、本市の仕事のやり方を大胆に変えることはできません。この時期を改革の好機と捉え、積極的に改革を推し進めます。

NPO・・・Non-Profit Organization の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指す。株式会社などの営利企業とは異なり、経費は当然考慮されるものの利益追求を行わず、専門的能力を発揮したり、柔軟に動けることが特徴。

市政の目指すべき方向

1 基本的な考え方

行政は最少の経費で最大の効果を上げるような合理化を図った上で、真に必要なところには積極的に投資する姿勢が求められています。まさに都市経営をテーマとした第4次総合計画におけるまちづくりの進め方そのものです。「いきいき安心のまち・大東」は、都市の成熟に向かう本市が、分権時代にふさわしい個性を作り出すことを目的としています。

ここでは、「いきいき安心のまち・大東」に求められた行政の役割と努力によって、行財政改革で生み出された財源等を基に、選択と集中による施策の展開を行い、当面のまちづくり課題を解決するために必要な投資すべき内容を明らかにします。

2 総合計画の8課題

平成13年度スタートの第4次総合計画では、10カ年の優先課題として、『成熟する都市にふさわしい生活基盤の整備、人と環境にやさしいまちづくり、暮らしづくり、すべての市民の心と身体健康増進、自立した先端産業都市の誕生、市民が担う心豊かで発進力ある都市文化の創造、情報化への地域社会の適合力強化、市民の自主活動と参画の展開、分権時代に期待される行政の刷新』の8項目を整理したところです。

これまで（平成13年度～16年度）この8項目を中心とした施策展開を実施してきたところです。今後もこれらの課題を認識しつつ、平成22年度までの使命（総合計画の第一段階）として、「まちの見なおしと元気の道筋づくり」を行っていく必要があります。

3 今後5ヶ年の重点施策

総合計画の8課題は、市民サービスの優先順位の高いもの、緊急性の高いものを選択しています。それぞれの課題は、全てにおいて本市が着実に解決していかなければならない内容です。

こうした総合計画の施策を踏まえながら、行財政改革で生み出された財源等を基に、次の3項目に重点的に投資します。

(1) 市民協働の推進

- ・ 先の国民生活白書では、新しい形の公共の創造を提唱しています。これは、市民の自発的で多様な活動を中心とした地域の様々な組織と対等の立場で協働することで公共が創り出される、というものです。最近こうした協働体制の構築の必要性が数多く問われるようになり、その事例も様々な分野で見受けられるようになり活発です。行政は、地域住民のこうした動きを捉え、地域コミュニティの形成をさらに促し、市民とのパートナーシップを進めるとともに、官製市場をできるだけ開放する必要があります。
- ・ こうした中、NPO・ボランティアなどの多様な活動を応援し、事業委託や共同事業の実施などにより様々な分野で協働を進めることが求められています。市民の意見や活動を踏まえ、市民協働指針を策定し、市民協働の方針と進め方を示し、具体的な協働を図ります。
- ・ また、指定管理者制度の積極的な活用など、官の市場を民へ開放し、小さな政府を目指すとともに、民業の拡大を進めます。

(2) 子育て・子ども環境の充実

- ・ わが国は合計特殊出生率が低下の一途をたどっています。このまま進むと、社会保障制度が崩壊したり、日本経済が衰退するなどが危惧されます。国や都道府県においても、様々な対策を講じているところですが、市においては地域連携を踏まえながら、子育てしやすい環境を整えることが喫緊の課題として挙げられます。
- ・ こうした中、子育て環境を充実するために、次世代育成支援対策推進法による行動計画(平成16年度策定)を着実に実行することが必要です。とりわけ、子育て支援拠点施設を整備するなど、子ども育成の支援体制を強化します。
- ・ また、学校教育においては、文部科学省の中央教育審議会の答申で学習指導要領の見直しをはじめ柔軟な学校の運営が求められています。画一的な教育から脱皮し、子ども一人ひとりに応じた教育や地域の積極的な関わりが、新しい学校を創造し、次世代を担う子どもの成長を育むものと期待されています。学習指導要領に準拠しつつ、多様な地域主体が関わりを持つなど柔軟な教育を実施します。

(3) 安心・安全のまちづくり

- ・ 市民への安心・安全に関する分野は、非常に多岐です。日常生活と隣り合わせの防災や防犯への取り組みから、有事や環境への取り組みまで、

広範囲にわたっています。これらについては、現在から将来への市民の生活と安全を守るために、事業者を含めた市民と行政が一体となって、さらなる対策を講じる必要があります。

- ・ 危機管理対策については市民やボランティアなどの協力を得ながら地域活動を推進しつつ、国民保護法に基づく計画の策定や、東南海・南海地震をはじめとする必要な防災対策についても対応を図っていきます。
- ・ また、安心・安全を形成するためのハード整備対策として、地方の特性やアイデアを活かすことのできるまちづくり交付金(都市再生整備計画)を最大限に活用し、バリアフリー やユニバーサルデザイン 等に配慮したまちづくりを描きます。なお、これらの整備を実施する場合は、既存ストックの活用やP F I をはじめとする民間活力の導入について積極的に検討を図ります。
- ・ 環境分野については、地球温暖化防止をはじめ対策を講じなければならない課題が増加しています。多様な主体が継続的に環境問題に取り組めるよう、必要な条例や計画を策定し、温室効果ガス削減をはじめとする各種事業を推進していきます。

バリアフリー・・・公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害者や高齢者が安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。また、物理的な障壁だけでなく、社会参加への障壁の排除等精神的な意味でも用いられる。

ユニバーサルデザイン・・・普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能となるようにデザインすること。

P F I・・・Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

改革を実施するにあたって

1 改革の視点

「新たな改革の必要性」と「市政の目指すべき方向」を踏まえ、次のとおり改革の視点を設定します。

(1) 財源創出効果のある改革により、財政再建団体転落の危機を克服し、市民サービスの停滞・低下を回避します。

平成20年度までの5年間で、約16億円の改革効果を新たに創出し、財政再建団体への転落を回避します。

(2) 市民から信頼される市役所になるため、市役所の内部改革を行います。

市民からより信頼される市役所になるため、次の5項目について、継続的な体質改善を行います。

市民を志向する市役所

市役所の中に、内部の事情や職員の都合を優先させる体質が残っています。

接遇や職員マナーなどの向上をはじめとした、市民を第一に考える「市民志向の市役所」を強めます。

成果を重視する市役所

市役所の中に、活動重視の体質があります。計画を策定したり、具体的な業務の執行を行う段階で、職員が全力で取り組むことは評価されるべきことです。しかし、これだけでは市民の満足度は向上しません。

市民の側にとって効果があったのか、明確な目標設定とこれに基づく評価を行い、「成果を重視する市役所」を強めます。

コストを重視する市役所

社会全体がかつてのように豊かではなく、市民の家計も厳しい状況が続いています。

従来から役所が重視している「公平性」や「正確性」は、市民にとっては、当然のことであり、市民や企業が努力しているように、市民は自らの税が効率的に使われることを望んでいます。

「コストを重視する市役所」を強めます。

スピードを重視する市役所

市民から「お役所仕事」と揶揄^{やゆ}されることの多くが、「仕事が遅い」という批判です。

意思決定、執行におけるスピードを速めていきます。

「スピードを重視する市役所」を強めます。

人材育成を重視する市役所

今後、短期間に大量に退職する経験豊富な職員に代わり、中堅・若手職員が急激なスピードで管理・監督職員としての役割を果たしていくこととなります。

また、職員 869 人体制に移行していくため、少数精鋭での行政運営を行うこととなります。

制度やシステムを整備するだけでは十分でなく、実際に市役所で働いている職員が、熱意、やる気、能力を備えていることが必要です。

「人材育成を重視する市役所」を強めます。

(3) 現場発の改善を積極的に行い、厳しい財政状況にあっても、市民満足度を向上させていきます。

厳しい財政状況の中で、市民サービスを一步でも前進・向上させていくためには、市民の声に最も近い「現場発の改善」を強化していくことが重要となります。

このため、現在、財源配分型予算編成方式への転換など、庁内分権を推

進んでいる途上にあります。各現場の権限をさらに強化していきます。

2 計画期間

「新行財政改革プラン」の計画期間は、改革の内容が中期にわたるため、平成16年度から平成20年度の5ケ年とします。

3 実施上の留意点

改革を実施するにあたっては、新たな時代の要請と市役所本来の使命を踏まえ、次の2点に留意して進めるものとします。

(1) 改革の実施にあたっては、「民間経営」の発想や方法の良いところを積極的に導入します。

市役所は、市域における最大のサービス企業であり、市役所サービスの全てを担っていることができます。

競争相手の存在しない企業が陥りがちな、顧客満足の軽視、非効率な経営、サービス低下につながる前例踏襲主義のまん延などに対して、厳しい姿勢でのぞみ、克服していかなければなりません。

顧客主義、効率性重視、成果重視など、民間企業の経営の考え方や方法の良いところを積極的に導入し改革を進めます。

(2) 改革の実施にあたっては、公的責任とセーフティーネットを堅持します。

社会的弱者に確実な援助を行うことが、市役所の原点です。

社会情勢、経済情勢、市民意識が変化しても、自治体の本来の使命として、社会的弱者に対する公的責任とセーフティーネットを堅持します。

セーフティーネット・・・社会的弱者を援助している福祉制度のように、すべての人が安心・安全に生活できる網の目のようなきめ細かい生活支援の仕組み。

改革の具体的方策

市民サービスの停滞を回避し、施策展開の財源を確保するため、次の改革を実施します。

1 人件費総額の圧縮

財政構造の弾力性を回復し市民サービスを維持・向上するには、最大の経常経費である人件費総額をさらに圧縮する必要があります。

人件費総額は、職員数×単価であり、両面からの見直しが必要です。

職員数については、これまで民間委託や民営化の推進により削減を進めていますが、市税、交付税等の一般財源の大幅な減少が続く状況にあり、さらに定員管理計画による職員数の削減を前倒して進めていく必要があります。給与、職員手当についても、同様に見直しを行います。

職員 869 人体制の前倒し実施

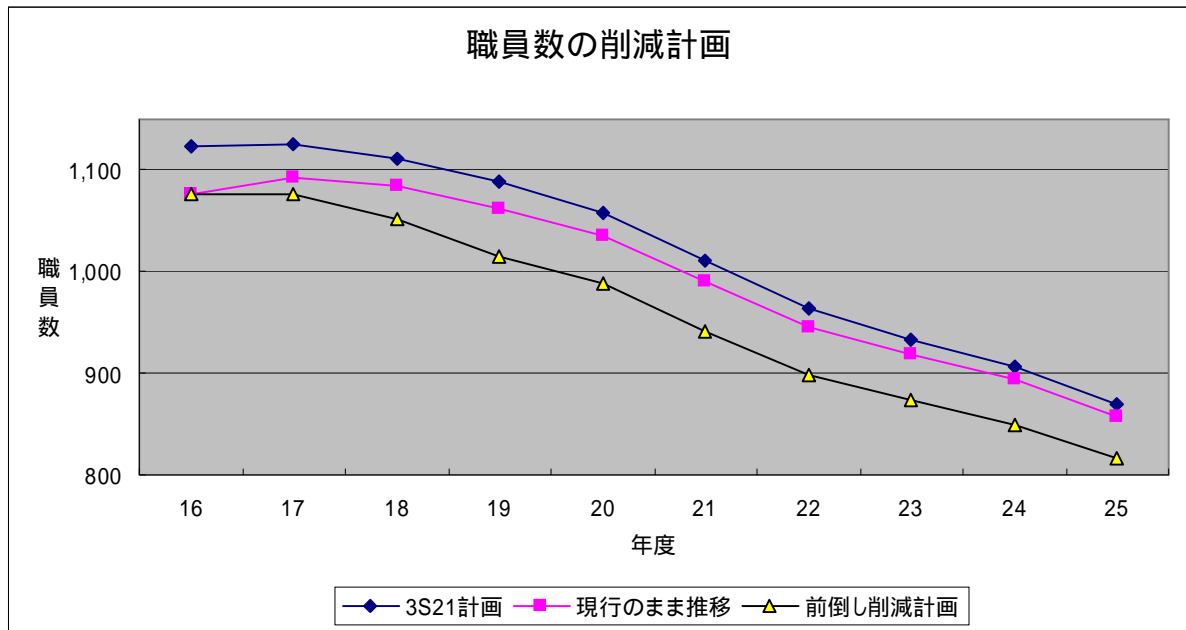
現在の定員管理計画は、「3S21 プラン PART 2」の重点項目を受けて、平成 14 年度に策定された「緊急財政健全化対策」で具体化したものです。

これは、当初計画策定時の平成 10 年度当初の職員数 1,200 人を、平成 25 年度当初までに 869 人とするもので、実質 27.5% の職員数を削減することを内容としています。

現在、職員総数は、計画を 3 年程度上回るスピードで推移しています。

今回の行財政改革プランでは、人件費の圧縮効果を早期に施策財源に結び付ける必要があることから、さらに削減計画を前倒して実施するものとします。

今回の計画による職員総数削減の前倒し実施の予定は、次のグラフのとおりです。



年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
3S21 計画	1,124	1,126	1,111	1,088	1,058	1,010	964	934	907	869
現行のまま推移	1,077	1,093	1,084	1,062	1,036	990	946	919	894	858
前倒し削減計画	1,077	1,076	1,051	1,015	988	942	899	874	849	816

- ・ 水道局を含む全会計の職員数を表している。
- ・ 職員数は、正職員及び再任用職員の合計数である。平成 17 年度以降の再任用職員数は、職員アンケートを基礎として見込んだ人数である。
- ・ 平成 16 年度当初職員数 1,077 人は、定数内職員数 1,071 人(フルタイム再任用 1 人含む) および他団体等派遣職員 6 人を加えた人数である。

《現行のまま推移内訳》

年度	年度当初	退職者(定年)	採用	再任用	正職員
16	1,077	21	20	1	1,076
17	1,093	31	20	18	1,075
18	1,084	49	20	20	1,064
19	1,062	70	20	27	1,035
20	1,036	80	20	51	985
21	990	71	20	65	925
22	946	71	20	72	874
23	919	32	20	96	823
24	894	45	20	83	811
25	858	40	20	72	786

《前倒し削減計画内訳》

年度	年度当初	退職者				採用者	再任用	正職員
			うち定 年退職	うち勸 奨退職	うちそ の他の 退職			
16	1,077	38	21	15	2	20	1	1,076
17	1,076	47	30	15	2	20	18	1,058
18	1,051	63	46	15	2	20	20	1,031
19	1,015	71	64	5	2	20	27	988
20	988	80	73	5	2	20	51	937
21	942	70	63	5	2	20	65	877
22	899	69	63	4	2	20	72	827
23	874	32	26	4	2	20	96	778
24	849	42	37	3	2	20	83	766
25	816	36	31	3	2	20	72	744

- ・「その他の退職」は、定年退職、勸奨退職以外の退職である。毎年度数人が退職し誤差が生じるので、あらかじめ算入したもの。
- ・平成 16 年度当初と各年度当初の人数差については、効率化に向けた努力を行ってもなお不足する場合、民間委託や多様な雇用形態により対応する。経費的には、人件費ではなく物件費対応として推計している。

早期退職特例制度の実施

869人体制を前倒しして実現するため、平成16年度から平成18年度までの3年間、「早期退職特例制度」を実施します。

対象年齢は各年度50歳以上とし、退職手当の割増率は対象年齢および退職年度に応じて、次の表のとおりとします。

区 分		16年度	17年度	18年度
従来制度分	年齢区分に応じ	2～20%	2～20%	2～20%
今回特例加算制度	50～54歳	25%	20%	15%
	55～56歳	20%	15%	10%
	57～58歳	15%	10%	5%
	59歳	10%	5%	

人件費総額を圧縮し施策展開の財源を創出するため、給料・職員手当について時限的なカットを行います。

全職員給料3%カット

平成17年度から平成19年度の3年間、全職員の給料を3%カットします。

管理職手当のカット

現在、管理職手当の支給額は、平成17年10月まで部長級の管理職手当については10%をカット、その他の役職の管理職手当については3%をカットしています。平成17年11月以降、部長級の管理職手当については10%をカット、次長～課長級については5%カット、その他の役職者の管理職手当については3%をカットして支給し、平成20年10月まで継続します。

市民から見て、合理性のない職員手当の支給や運用を見直します。

退職時の特別昇給の見直し

特別昇給制度は、本来、顕著な業績・成果があった場合に行われるべきものです。退職手当の算定にあたり「勤続年数20年以上」の場合に一律的に特別昇給を行う現在の運用を見直します。

住居手当の見直し

現在の住居手当制度は、住居費の負担がほとんどない場合についても、住居手当が支給される制度となっています。住居手当全体について、段階的な見直しを行います。

2 小さな市役所への再編

職員 869 人体制への移行を速めていくため、少数精鋭の職員で市役所を運営する体制整備を進めます。

また、市民志向・効率性志向・人材育成を強める取り組みを進め、組織体質の改善を行います。

(1) 市民志向の市役所を強めるために

全庁的な接遇・マナー向上運動の実施

「大東市役所を変える 50 の方法」が広められ、「電話での名乗り」など、職員の接遇・マナーの向上が見られます。

直接的な市民サービスを向上させるために、早期に効果の発現が期待できる「全庁的な接遇・マナー向上運動」に取り組みます。

標準的な接遇マニュアルを策定するとともに、各課業務の特殊性を加味した各課の個別マニュアルを策定し、接遇・マナーの向上を行います。

市民からの苦情の重視

市民からの意見や苦情は、行政運営や市民サービスを改善、向上させていくための貴重な情報です。民間のマーケティング手法を活用して、「市民ご意見箱の設置」や「苦情処理の全庁的共有」を行い、市民からの意見や苦情を重視する取り組みを行います。

(2) 効率的な市役所を強めるために

成果重視、コスト重視、スピード重視など、より効率性の高い市役所を強めていく取り組みを行います。

簡素で効率的な組織・機構への見直し

職員 8 6 9 人体制の前倒し実施に伴い、効率的な運営が行える組織・機構に見直します。職のあり方についても、職員減少によるストレス解消時期の到来を見据えて、主査、主幹、次長職など、スタッフ職の廃止に向けた準備を行います。

公の施設への指定管理者制度の積極的導入

公の施設について、指定管理者制度 を積極的に導入し、現在の公共的団体の他、新たに民間企業や NPO などの民間の専門性を導入します。これにより、施設の利用者サービスを向上させるとともに、職員 8 6 9 人体制をより確実なものにしていきます。

本庁業務の委託化、派遣職員の導入

本庁の各課業務の再点検を行います。法令による規制と業務の実態を検証し、正職員が行う必要のない定型的業務については、業務の委託化、派遣職員の導入を行います。また、市民参加・市民協働の観点から、市民パートナー の導入を積極的に行います。

目標管理制度の導入と成果の勤勉手当への反映

国の公務員制度改革の動向を見極めながら、職員に対し目標管理制度の導入を行います。これにより、目標の達成度合い等を総合的に勘案し、対象職員の勤勉手当総額の範囲内で、個々の職員の翌年度の勤勉手当を加減します。

指定管理者制度・・・利用者サービスの向上と管理運営の効率化を目的として、公の施設の管理運営について、従来の公共的団体のほか、民間企業や NPO 等の参入を可能とした制度。

市民パートナー・・・市の職員とともに市役所業務に携わる、市民による有償ボランティア。

スピードを速める取り組み

新たに財源を必要とする市民サービスの拡大に迅速に対応するためには、財政健全化を進め、弾力性の財政構造を回復することが不可欠ですが、既存の業務やサービスを速めていくことは可能です。

既存業務やサービスのスピードを速めるために、事務決裁権限の下位委譲を進めます。また、所管部へ財政権、人事権の一部を付与するなど庁内分権の推進を検討します。

機構改革にあたっては、可能な限り隣接するサービスを同一組織に集中できるように組織を大きくくり化し、縦割りを防止します。

情報化推進による行政の効率化

学校、市出先公共施設、本庁、教育委員会を結ぶ情報インフラを高度に活用し、教育、行政、福祉、医療、防災等、「大東市情報化推進計画」によりIT施策の充実を図ります。

市民サービスにおいても、市ホームページの充実や携帯端末を視野に入れたきめ細かな情報提供サービスを進めていきます。

行政内部においては、情報共有化の推進や旧システムから新システムへの切り替え、個別業務のIT化など、IT技術を活用し事務事業のさらなる効率化を進め、電子自治体の構築に努めます。

行政評価制度の充実

平成15年度に事務事業評価を実施し、平成16年度から全事務事業の評価を開始しました。評価精度の向上を目指し、継続的に制度の改善を行います。また、事務事業評価の精度向上を図りながら、上位に位置する施策評価を導入していきます。

(3) 人材の育成を強化するために

職員と市長の定期的懇談の実施

職員と市長が順次懇談を行います。トップの考え方に職員が直接触れ、市役所組織の一体感を強めます。

勉強する市役所への取り組み

組織の意思決定を速くするためには、新たな業務や社会の動きについて、日頃から職員が勉強していることが大切です。既存の業務を遂行する能力に加え、新たな市民要望や課題に即応できる能力を高めるため、研究グループの育成などにより勉強する職員体質を作ります。

3 既存事務事業の見直し

成果の視点から既存の事務事業を見直し、限られた財源の中で事務事業の成果を高めます。

(1) 成果視点からの事務事業の見直し

現在行われている事務事業の多くは、右肩上がりでの経済状況の中で生まれてきたものです。事業の「実施」そのものが自己目的化していたり、活動重視の事務事業が行われていたりする場合があります。もう一步、市民の側に近づき、成果の視点から事務事業の見直しを行うものとします。

事業の目的を今一度明確にし、成果をあげているかどうか、社会経済状況の変化から制度疲労を起こしていないか、などについて評価を行い、事務事業の廃止・見直し・改善を行います。

この見直しにより、今後4年間で、事務事業費全体で約20%の一般財源を圧縮する一方、トータル10%程度の一般財源を新規事業・充実事業に振り向けます。

また、投資的経費については、投資的経費比率(投資的経費/歳出総額)を10%に設定し、各年度の投資的経費を40億円程度に圧縮します。

補助金の見直し

事業補助金の見直し

- ・市単独の事業費補助金(補助金的な委託料も含む)について、事業の必要性、効果、コスト等の観点から見直します。

団体補助金の見直し

- ・団体に対する補助金は、毎年度定額で交付されており、補助対象事業に対する評価も十分に行われていない状況にあります。団体補助金であっても、「団体」そのものに対する補助ではなく、団体が行う公益性のある「事業」に対する補助でなくてはなりません。団体の行う補助事業を明確にし、当該補助金によって公益性のある事業が促進されるよう図ります。
- ・団体補助金の見直しについては、「補助金交付の基本的な考え方」を作成の上、検討を進めます。

奨励補助金の見直し

- ・奨励すべき事業の必要性、効果、コスト等ゼロベースで見直します。

外郭団体に対する補助金の見直し

- ・外郭団体の補助金について、自立支援の観点から見直します。

個人補助金の見直し

- ・給付金的要素の強いものについて、自立支援に向けた考え方のもとに見直します。

扶助費・給付金等の見直し

市単独給付金、扶助費等の見直し

- ・前納報奨金、心身障害者福祉金など事業効果、自立支援の観点から見直します。

国庫補助を受けて行う扶助費の適正な執行

- ・義務的経費であっても当然の支出と認識せず、調査等を十分に行い適正な執行に努めていきます。

国庫補助負担金一般財源化対象事業の見直し

国庫補助負担金が一般財源化された事業については、これまでの国基準の事業内容、単価、数量、対象についてそのまま継続せず、地域特性に応じた事業のあり方を再検討します。

普通建設事業の見直し

公共事業の見直し

- ・国の三位一体改革により、公共事業に対する補助金が平成17年度、平成18年度に大きく見直されます。補助事業として現在進めている建設事業についても、一般財源化される可能性が出てくるため、事業の継続の可否、事業内容、事業効果、建設コスト等の面から再検討を行います。
- ・新規の公共事業については、真に必要な事業に限定します。財政計画と総合計画・実施計画の調整を行い実施します。

市単独建設事業の重点化

- ・人口急増期に建設した施設の老朽化が進んでいます。施設の適正配置・機能の見直しなどの後、老朽化施設の改修計画を策定し、耐震工事、施設改修を重点的に進めます。新規事業は抑制します。

施設および施設運営の見直し

義務教育施設の統廃合を検討

- ・児童数、学級数において過小規模と考えられる学校については、将来見込み、立地条件等を勘案しつつ統廃合を検討します。

公立保育所の民営化の推進

- ・民営化の推進に向け公立・法人立保育業務の調整を行うと共に、できるだけ早期に民営化計画の策定を行います。

学校給食調理業務の民間委託を全校実施

- ・職員の退職状況をみながら、残り5校について平成21年度までに実施します。

公共施設の運営方法のあり方検討

- ・指定管理者制度の導入などにより民間委託すべき施設か、再任用職員等により直営すべき施設かを整理し、サービスの向上、運営コストの引き下げを進めます。

施設管理経費の節減

- ・施設管理の仕様書の見直し、総合管理契約の検討、電力自由化にともなう電気料金の入札の検討、IP電話の導入検討など施設管理コストの節減を図ります。

市民協働の推進

- ・地域に愛されるきれいな道路、公園や水路等の管理を進める取り組みとして、市民協働の視点にたったアドプト制度を活用し、地元自治会や企業等が行う清掃や緑化等のボランティア活動を推進します。

委託事業の見直し

事務業務委託の見直し

- ・長期にわたる同一業者への業務委託が多いことから、原則として全ての業務委託に競争性を導入し経費の削減を図ります。
- ・専門性の高い業務について業務委託していますが、真に委託の必要性があるか、委託内容、範囲について再検討します。
- ・人件費を抑制する目的で委託化をしている業務があります。すでに委託している業務であっても、現在の職員配置の中でできないか改めて再確認し、直営が可能なものは逆に委託を廃止します。

IP電話・・・IPとは、Internet Protocolの略で、IP電話とは「インターネット回線を使った電話」のこと。一般加入電話網を経由せず、インターネット（IP網）を経由して音声通話を行うサービスであり、通話料金がかからないため、一般加入電話網を使う電話に比べて安く利用できる仕組みになっている。

アドプト制度・・・住民が、地元の公共物を自分たちの養子のようにみなし、清掃等の定期的な維持管理活動を行う、アメリカ生まれのボランティア制度。

類似事業等の見直し

類似事業の整理・見直し

- ・同一分野の類似事業について、事業効果、費用対効果等の面から整理・見直しを行います。

類似施設の見直し

- ・放課後児童健全育成施設、青少年教育センター及び分館の施設機能や配置の見直しを進めます。
- ・文化情報センター、総合文化センター、生涯学習センター、青少年婦人センターが狭いエリアに集中しています。施設機能の整理・配置の見直しを行います。

イベントの整理・見直し

- ・類似イベントの整理・見直しを行います。
- ・イベントの事業効果、費用対効果の面から整理・見直しを行います。

民間との競合などによる施設の見直し

- ・民間病院の進出により、公立診療所の役割を再検討すべき時期にきています。具体的には、内科を廃止し、小児科だけの診療所にします。小児科については、次世代育成支援行動計画の趣旨に基づき、地域で安心して診療が受けられる小児科のあり方について検討を行います。
- ・老人デイサービスセンターの民間施設が増加しています。公立施設の必要性の見直しを行います。

その他経費・事業費の必要性、費用対効果等による見直し

- ・事務事業の見直しで、10%削減を目標としています。全ての経費・事業費について、その必要性、費用対効果等の観点から見直します。

(2) 現場発の改善・改革の展開

各部各課で非効率や無駄をなくす継続的な取り組みを行い、事務改善、改革を進めます。

これらの項目については細部にわたるため、各年度において別途アクションプランを整理し、実施していくものとします。

ベストプラクティス 大会（業務改善報告大会）の開催

全庁的な業務改善運動を行い、各課、各施設が「市民サービスの向上」「効率性の向上」に向けた取り組みとその効果について、発表を行います。市民とトップ以下幹部職員が審査を行い、優れた取り組みについて表彰を行います。

（３）特別会計の財政健全化

国民健康保険特別会計の財政健全化

新たに「国民健康保険特別会計財政健全化計画」を策定し、健全化を進めます。特別会計の健全化努力と、市民の理解が得られる範囲において一般会計の負担を継続します。一般会計の負担が、真に特別会計の健全化につながるよう、負担のあり方について検討します。

公共下水道特別会計への繰出金の抑制

公共下水道特別会計への繰出金については、既に整備を終えた下水道施設の元利償還金に対する繰出しが大部分を占めるため、短期間での低減を行うことは困難です。

平成18年度までに人口普及率が90%を超えることから、19年度以降、整備費を低下させ、繰出金を中長期的に抑制していきます。

また、公共下水道に対する市債の償還年数が、管渠の減価償却耐用年数よりも短いことから、これを平準化する市債「資本費平準化債」の発行が可能であり、市の財政状況を勘案しながら、発行を検討していきます。

ベストプラクティス・・・特定の部課での優れた業務のやり方、成功事例を発表し合い、全庁に広めていくという品質改善・業務改革の手法のこと。

(4) 一部事務組合事業の見直し

東大阪市・大東市清掃センター事業の見直し

公共下水道事業の人口普及率が90%超えるのにもない、現在のし尿処理から公共下水道に直接し尿を投入することが可能となります。これにより、現在のし尿処理業務が大幅に減少するため、関係市と協議しながら一部事務組合業務の見直しを行うとともに、し尿の公共下水道への投入施設の効率的な運営方法について検討します。

河北養護老人ホームの見直し

減少傾向にある入所者の状況と施設の老朽化の現状から、河北養護老人ホームを措置移管する方向で検討します。

4 最大限の収入の確保

市税等一般財源の確保に最大限努力するとともに、特定の市民に受益があるものについては、適正な受益者負担を求めていくものとします。

(1) 市税等の徴収率の向上

税負担の公平性の確保と、市税の徴収率向上のため必要な対策を強化します。

市税徴収体制の強化

市税の徴収率向上のため、税徴収担当職員の研修の強化、徴収業務の専門的知識と経験を有する専門徴収員の受け入れ、差し押さえ等滞納処分をより一層強めます。

また、滞納処理システムの活用により内部事務を効率化させ、徴税業務に充てられる時間の拡大を行います。

さらに、納税意識の向上のための啓発活動や広報活動を強化します。

資本費平準化債・・・当初起債を発行した管渠等の起債償還期間が、施設耐用年数よりも短いため、新たに資本費平準化債を発行することにより、償還期間を事実上、再延長することができる起債制度。

納税の利便性向上

市税の口座振替を推進するとともに、コンビニでの納税を可能とし、納税の利便性を向上させます。

(2) 適正課税の推進

課税客体の把握・調査の強化

航空写真、家屋相違図の活用による固定資産税の家屋調査の実施、国税資料による償却資産の課税客体の適確な把握に努めます。

(3) 政策税制の実施

税源^{かんよう}涵養のための税制検討

起業後数年間の法人税割税率の引き下げ、固定資産税の減免など起業支援税制を検討します。

(4) 産業・商業振興による税収確保

産業・商業振興策の強化

産業振興のための10の施策の推進以外にさらに新しい施策の積極展開を図ります。

具体的には、まちのにぎわい、活性化を促すための商店街の活性化策の推進を行います。

また、工場用地が住宅やマンションに転換され税収基盤が弱くなりつつあることから、企業誘致のための補助金制度の創設を検討します。

その他、地域通貨を活用した商業振興策など、新たなソフト施策の展開も検討します。

(5) 受益者負担金の適正化

使用料・手数料見直しのルール化

使用料・手数料については、積算の基礎である人件費、物件費等のコスト計算を行うとともに、受益者の負担割合を基準化するものとし、毎年度、基準化されたルールに基づき、コストと受益者負担のバランスをチェックするものとし、

講座・講習会等の受益者負担の適正化

講座・講習会等の受益者負担について、見直しを行います。

額については、使用料・手数料と同様、人件費、物件費等のコスト計算を行うとともに、受益者の負担割合をできるだけ基準化します。毎年度、基準化されたルールに基づき、コストと受益者負担のバランスをチェックするものとし、

受益者負担金の収納率の向上

使用料、手数料の滞納額の解消については、一定の改善が図られる途上にはありますが、なお一部の受益者負担については、滞納額が減少していません。受益者負担は、特定の市民がサービスを受ける場合に、その一部について負担を求めているものであり、公平性を確保する視点からも、滞納は早期に解消される必要があります。

収納の適正化と滞納対策を強化していきます。

(6) 行政目的の予定されていない市有地の処分等

遊休地等の売却

利用目的のない、あるいは利用度の低い土地について、売却等の処分を進めます。

市有地貸付料の適正化

市有地の貸付料について点検を行い、適正化が必要なものについて見直しを行います。

収支見通しと財政計画の基本方向

1 財政収支見通し

(1) 収支見通しの期間

財政計画は平成20年度までの5年間ですが、計画策定の前提となる財政収支見通しは、職員退職手当の急増期を含めた平成25年度までの10年間としています。

(2) 収支見通しの考え方

- ・ 収支見通しは、普通会計で行います。
- ・ 市税等の収入は、経済の回復傾向の強まりを受け、平成18年度以降横ばいしないしは緩やかに回復するとしました。

回復の時期を平成18年度としたのは、国の経済財政諮問会議に提出された内閣府作成の経済指標等の試算(下表)を参考にしたものです。実質成長率は2%程度で推移し、名目成長率は平成16年度の0.5%から平成20年度には2.9%にまで上昇するとしています。デフレ経済が解消され経済が本来の姿に戻る年度、すなわち実質成長率が名目成長率が上回るのは平成18年度としています。

年 度	16	17	18	19	20
実質成長率 (%)	1.8	2.0	2.0	2.1	2.1
名目成長率 (%)	0.5	1.4	2.1	2.5	2.9
国税収入 (兆円)	41.7	43.5	46.4	48.4	50.7

- ・ 国の三位一体改革については、国庫補助負担金の見直しと税源移譲については、個々の事業を実施するか否かでも影響額が変わってきますので、現段階では試算せず現行どおりとしました。地方交付税の見直しについては、影響額が大きいので、仮置き額ですが改革の第2期(平成19~21年度)を含めた期間に、現在の臨時財政対策債発行資格額相当額が減少すると試算しました。
- ・ 一般財源の合計額は、平成16~17年度に法人市民税及び地方交付税により大きく増減します。市税の伸びは緩やかで、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額も、三位一体改革により平成21年度に半減(平成15年度比)、平成25年度には1/3以下の額にまで減少するとしました。

臨時財政対策債・・・国税収入の減少に伴い、地方交付税を配分するための財源が不足しているため、その不足額の半分を国が借入金で負担し、残りの半分を地方が臨時財政対策債として地方債を発行することにより、地方交付税の不足を補っているもの。 31

歳入

市税

現行税制が続く前提で試算しています。市税回復のタイミングについては、政府の考え方を踏襲し、平成19年度以降緩やかに回復(平均1.5%程度の伸び)するとしました。平成16年度は平成元年度の決算額とほぼ同額となり、5年後の平成20年度でも平成15年度の決算額に回復しないとしました。

・ 個人所得割

平成17年度は従前どおり減少したうえ配偶者特別控除の見直し分が増加するとします。平成18年度も横ばいの状況で税制改正分を加算しました。平成19年度、平成20年度は1%増加、平成21年度以降1.5%増加としました。

・ 法人税割

平成16年度は主要法人の大幅減により10億円程度の減少、平成17年度以降は主要法人の順調な回復を見込みました。

・ 固定資産税及び都市計画税の土地にかかる税

平成18年度で地価は下げ止まるとし、平成21年度の評価替で2%、平成24年度の評価替で4%の伸びを見込みました。

・ 固定資産税及び都市計画税の家屋にかかる税

評価替が3年毎に行われます。平成18年度の評価替では、減価を考慮し4%としました。評価替後の第2、第3の年度については、新增築分でそれぞれ5%の伸びを見込みました。

譲与税・交付金

過去の伸び率を参考に見込みました。地方消費税交付金は、平成16年度は普通交付税に算入された額を、平成17年度以降は3%伸びとしました。平成16年度に創設された所得譲与税は、本格的な税源移譲までの暫定措置ですが、税源移譲の内容が不明なので現行どおりとしています。

地方交付税

普通交付税については、三位一体改革を前提に見込みました。

臨時財政対策債は、改革の第2期の平成21年度まで延長され、段階的に削減されるとしました。

普通交付税は、臨時財政対策債が減少すれば増加することになります

が、国の地方交付税の原資が足りない状況からすれば、基準財政需要額も同額が削減されるとしました。

市債

過去の建設事業費の実績から、標準的な市債の割合を算出した投資的経費にかかる市債と減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額としています。臨時財政対策債は、平成21年度まで再延長され段階的に削減されるとしています。

歳出

人件費

平成16年4月1日現在の職員数から、3521計画の毎年度20人採用で推移させています。給与改定率0%、期末勤勉手当年4.4カ月、退職手当は定年退職のみで試算しています。

扶助費

過去の実績をもとに推移させています。保育所措置費については、保育士の退職数に合わせ公立保育所を民営化していく現計画に沿って増加すると見込んでいます。

公債費

過去に発行した市債の償還費に、各年度にかかる投資的経費に充当する市債、減税補てん債、臨時財政対策債の発行にかかる償還額を合計しています。発行する際の利率は、2%から4%へと徐々に上昇するとしています。

投資的経費

平成17年度は市制施行50周年記念事業などで48億円としています。平成18年度以降は、投資的経費比率がおおむね11%程度の43億円で推移するとしました。

減税補てん債・・・国の税制改正による市税の減少額を市が減税補てん債という起債を発行し、国の制度変更による市税の減収を補っている。

2 財政計画の目標

行財政改革プランを実施することにより、財政再建団体への転落の危機を克服し、市民満足度を向上させていくために、次のような財政計画の基本方向を定めました。

- ・ 財政の長期安定を図るため計画期間を通じ、実質収支の黒字を堅持します。
- ・ 財政構造の弾力性を高める基礎をつくります。

(1) 財政の長期安定

市民サービスを維持・向上、まちづくりを継続していくには、財政が長期的に安定していることが重要です。財政が安定していなければサービスは継続できず、まちづくりも停滞してしまいます。継続的安定的にまちづくりを支えることができるよう財政運営を進めます。

具体的には、この財政計画により5年間で16億円の効果額を生み出すことを目標とします。このため、次のことに留意します。

財源配分方式の予算編成を通じ、当該年度で確保できる一般財源総額の枠内で財政運営を行います。

後年度の財政運営に過大な負担を与えるような支出は行いません。このため当面、投資的経費比率を10%程度に抑制します。

建設事業に充当する地方債の発行は、元金償還額以下とします。

(2) 実質収支黒字の堅持

赤字決算が続けば、やがて一定以上の行政水準が保持できなくなるため、計画期間を通じ実質収支の黒字を堅持します。

(3) 財政構造の弾力性の確保

経常収支比率が100%を超える年度が続く中で事業を推進すれば、やがては赤字に転落します。赤字が継続すれば財政再建団体に陥ります。逆に、経常収支比率が高い中で赤字を出さないよう財政運営を行うと、事業の推進ができなくなります。安定した事業推進が行えるよう、経常収支比率を下げ、財政構造の弾力性を回復していきます。

3 健全化実施後の財政計画

平成16年度から平成20年度までの5年間で16億円の行財政改革効果を生み出します。その結果、次の表のように、5年の計画期間を通して、財政調整基金等を取り崩しながら収支を均衡させるものとします。

なお、本プランについては、三位一体改革の影響や市税の動向によっては、柔軟な見直しと修正を行うものとします。

財政収支見通し(健全化実施前)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1.歳入総額	39,472	37,225	38,968	38,308	38,535	37,826	38,105	38,373	38,563	39,092	39,128
市税	18,141	16,887	17,353	17,266	17,712	17,963	17,987	18,272	18,560	18,659	18,963
交付税・臨財債	5,001	3,986	4,278	3,803	3,400	2,621	2,373	2,183	1,953	2,002	1,617
譲与・交付金	2,556	2,926	3,029	3,086	3,179	3,236	3,297	3,360	3,424	3,490	3,558
一般財源計	25,698	23,799	24,660	24,155	24,291	23,820	23,657	23,815	23,937	24,151	24,138
市債(臨財債除く)	2,333	1,868	3,014	2,085	2,348	2,411	2,883	2,742	2,829	2,720	2,816
その他	11,441	11,558	11,294	12,068	11,896	11,595	11,565	11,816	11,797	12,221	12,174
2.歳出総額	39,107	38,289	40,011	39,874	40,282	40,362	40,368	40,183	39,063	39,561	39,633
人件費	10,374	9,525	9,783	10,119	10,395	10,206	9,626	9,126	7,790	7,959	7,582
扶助費	5,953	6,576	6,628	6,599	6,583	6,574	6,636	6,818	6,891	7,055	7,139
公債費	3,342	3,431	3,540	3,381	3,283	3,239	3,539	3,567	3,585	3,647	3,715
義務的経費	19,669	19,532	19,951	20,099	20,261	20,019	19,801	19,511	18,266	18,661	18,436
物件費	4,435	4,583	4,610	4,741	4,810	5,009	5,054	5,064	5,201	5,211	5,381
補助費等	2,407	2,561	2,467	2,365	2,373	2,393	2,357	2,322	2,263	2,211	2,195
繰出金	4,623	4,763	4,890	5,064	5,243	5,357	5,561	5,692	5,770	5,917	6,044
投資的経費	3,848	3,349	4,804	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
その他	4,125	3,501	3,289	3,305	3,295	3,284	3,295	3,294	3,263	3,261	3,277
3.歳入歳出差引	365	1,064	1,043	1,566	1,747	2,536	2,263	1,810	500	469	505
4.翌年度繰越財源	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.財源補填前実質収支	278	1,064	2,107	3,673	5,420	7,956	10,219	12,029	12,529	12,998	13,503
6.財源補填	0	1,064	1,043	1,566	1,747	2,160	0	0	0	0	0
財政調整基金	0	1,064	843	550	731	1,288	0	0	0	0	0
減債基金	0	0	200	200	200	46	0	0	0	0	0
退職手当基金	0	0	0	816	816	826	0	0	0	0	0
7.財源補填後実質収支	278	0	0	0	0	376	2,639	4,449	4,949	5,418	5,923
8.基金積立	810	152	11	19	10	0	0	0	0	0	0
財政調整基金	547	146	5	10	6	0	0	0	0	0	0
減債基金	5	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
退職手当基金	258	5	5	8	4	0	0	0	0	0	0
財政調整基金	4,309	3,391	2,553	2,013	1,288	0	0	0	0	0	0
減債基金	643	644	445	246	46	0	0	0	0	0	0
退職手当基金	2,437	2,442	2,447	1,639	827	1	1	1	1	1	1
9.基金残高合計	7,389	6,477	5,445	3,898	2,161	1	1	1	1	1	1

[単位:百万円]

財政計画(健全化実施後)

[単位:百万円]

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	16~20年度計	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 歳入総額	39,472	37,225	38,968	38,308	38,535	37,826		38,105	38,373	38,563	39,092	39,128
2 歳出総額	39,107	38,289	40,011	39,874	40,282	40,362		40,368	40,183	39,063	39,561	39,633
3 歳入歳出差引	365	-1,064	-1,043	-1,566	-1,747	-2,536		-2,263	-1,810	-500	-469	-505
4 翌年度繰越財源	87	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
5 財源補填前実質収支	278	-1,064	-2,107	-3,673	-5,420	-7,956		-10,219	-12,029	-12,529	-12,998	-13,503
6 健全化対策効果額		-516	-116	329	932	961	1,590	1,057	1,108	1,056	1,155	1,166
7 歳出削減		516	127	-242	-794	-772	-1,165	-816	-859	-804	-902	-909
8 職員数の削減		531	439	254	-167	-212	845	-269	-318	-282	-377	-388
9 給与の見直し		-15	-215	-243	-282	-125	-880	-112	-106	-87	-90	-86
10 事務事業の見直し			-97	-191	-283	-373	-944	-373	-373	-373	-373	-373
11 投資的経費の抑制				-62	-62	-62	-186	-62	-62	-62	-62	-62
12 歳入確保			11	87	138	189	425	241	249	252	253	257
13 健全化後単年度収支	278	-1,580	-1,159	-1,237	-815	-1,575	-6,366	-1,206	-702	556	686	661
14 健全化後実質収支		-1,580	-2,739	-3,976	-4,791	-6,366		-7,572	-8,274	-7,718	-7,032	-6,371
15 財源補填	0	1,580	1,159	1,237	815	1,575		1,206	69	0	0	0
16 財政調整基金	0	1,080	459	537	115	1,050		1,206	69	0	0	0
17 減債基金	0	0	200	200	200	52		0	0	0	0	0
18 退職手当基金	0	500	500	500	500	473		0	0	0	0	0
19 財源補填後実質収支	278	0	0	0	0	0		0	-633	-710	-24	637
20 基金積立	810	152	30	24	18	13		6	0	0	0	0
21 財政調整基金	547	146	17	15	12	11		6	0	0	0	0
22 減債基金	5	3	3	2	1	0		0	0	0	0	0
23 退職手当基金	258	12	10	7	5	2		0	0	0	0	0
24 財政調整基金	4,309	3,375	2,933	2,411	2,308	1,269		69	0	0	0	0
25 減債基金	643	646	449	251	52	0		0	0	0	0	0
26 退職手当基金	2,437	1,949	1,459	966	471	0		0	0	0	0	0
27 基金残高合計	7,389	5,970	4,841	3,628	2,831	1,269		69	0	0	0	0

具体的方策の一覧表

給与の見直し

単位：百万円

NO	事務事業名等	見直しの内容	検討()・推進()				
			16	17	18	19	20
3	給料の削減	職員の給料を3年間3%削減する。		-161	-157	-150	
4	住居手当の見直し	住居費の負担がほとんどない場合にも支給されている住居手当全体について段階的に是正する。		-32	-52	-95	-90
5	退職時の特別昇給の見直し	退職手当の算定にあたり、「勤続20年以上」の場合に一律的に特別昇給を行う現在の運用をやめる。	-15	-18	-24	-27	-29
6	管理職手当削減の見直し	管理職手当の削減をさらに3年間継続する。削減率は部長級10%、次長級~課長級5%、その他を3%とする。		-4	-10	-10	-6
7	勤労手当の加算率を増減し、成果主義を導入	国の方向性を見極めつつ、職員に対し業績に対する評価を行い、勤労手当の加算率の増減を行う。まずは加点的導入の効果をみताうえで、加減両方を行う本格実施へと移行する。					↑
	効果額		-15	-215	-243	-282	-125

非常勤職員、外郭団体への人件費補助も同様の取扱いとする。

市役所の内部改革

単位：百万円

No	事務事業名等	見直しの内容	検討()・推進()							
			16	17	18	19	20			
8	全庁的な接遇・マナー向上運動の実施	直接的な市民サービスを向上させるため、全庁的な接遇・マナー向上運動を実施する。								
9	市民からの苦情の重視	各課への「市民ご意見箱の設置」、「全庁的な苦情処理の共有」を行う。								
10	簡素で効率的な組織・機構への見直し	職員869人体制の前倒しにともない、効率的な運営が行える組織・機構に見直す。同時にポストレス解消の時代を迎えるため、主幹、次長などのスタッフ職の廃止の準備を行っていく。								
11	本庁業務の委託化、派遣職員の導入	本庁内業務を再点検し、定型業務等について、業務の委託化、派遣職員の導入、市民パートナーの導入を進めていく。								
12	スピードを速める取り組み	部長の権限強化をさらに進める。また、権限の低位移譲を進め、意思決定のスピード化を行う。								
13	行政評価制度の充実	事務事業評価の精度の向上および施策評価の導入を図る。								
14	ベストプラクティス大会（業務改善報告大会）の開催	全庁的な業務改善運動を行い、各取り組みとその効果について発表を行う。								

市役所の内部改革

単位：百万円

No	事業名等	見直しの内容	検討()・推進()					
			16	17	18	19	20	
15	職員と市長の定期的懇談の実施	職員と市長が定期的に懇談を行い、組織としての一体感を高めていく。						
	効果額		-	-	-	-	-	-

事務事業の見直し

単位：百万円

No	事務事業名等	見直しの内容	検討()・推進()						
			16	17	18	19	20		
16	補助金の見直し	事業補助金、団体補助金、奨励補助金、外郭団体に対する補助金、個人補助金等の見直しを行う。全体として10%程度の削減を目標とする。							
17	扶助費、給付金等の見直し	給付金は、自立支援の視点から見直す。また、国の補助負担金を受けて実施する扶助費であっても、当然の支出と認識せず調査等を十分に行い適正な執行に努める。							
18	国庫補助金一般財源化事業の再検討	三位一体改革により国庫補助金が一般財源化された事業については、これまでの国基準どおりとせず、地域の特性に応じた市民サービスのあり方を再検討する。							
19	義務教育施設の統廃合	児童生徒数、学級数において過小規模と考えられる学校については、将来見込み・立地条件等を勘案しつつ統廃合に向けて検討する。							
20	診療所の見直し	民間病院の進出により、公立診療所の役割を検討すべき時期にきている。具体的には、内科を廃止し小児科のみとする。							
21	老人デイサービスセンターの見直し	民間の老人デイサービスセンターが増加している。民間と競合し利用者が少ない住道デイサービスセンターについて廃止する。							
22	公立保育所の民営化	民営化の推進に向け公立・法人立保育業務の調整を行うと共に、民営化計画の策定を行う。							
23	学校給食調理業務の民間委託	残り5校について、職員の退職状況等をみながら推進する(平成18年度2校、20年度2校、21年度1校)。							

事務事業の見直し

単位：百万円

No	事務事業名等	見直しの内容	検討()・推進()						
			16	17	18	19	20		
24	公共施設の効率的な運営	各施設について、再任用職員等による直営で行うのか、指定管理者制度を適用し民間委託で行うのか、運営方法のあり方を検討し市民サービスの向上、効率的な運営を進める。							
25	施設の維持管理費の節減	施設管理委託の仕様書の見直し、総合管理契約の検討などコストの節減を図る。							
26	事務業務委託の見直し	長期にわたり同一業者に委託している業務に競争性を導入する。またすでに委託している業務でも、委託せず現在の職員配置のなかでできないか改めて再点検する。							
27	類似事業、類似施設の見直し	同一分野における類似事業の整理、類似施設の機能・役割の整理見直しを行う。							
28	イベントの整理・見直し	イベントの事業効果、類似イベントの整理・見直しを行う。							
29	情報化の推進	「大東市情報化推進計画」に基づき、市民サービスの向上、行政の効率化を進める。							
30	特別会計の経常経費の削減	一般会計と同様、繰出対象となる経常経費の10%を削減する。(義務的経費を除く)							
効果額				-97	-191	-283			-373

投資的経費の抑制

単位：百万円

NO	事務事業名等	見直しの内容	検討()・推進()							
			16	17	18	19	20			
31	公共事業の見直し	公共事業に対する国庫補助金が大きく見直される。補助を前提に事業化しているもので、事業そのものの検討や地域の特性に応じた事業内容に改善する必要があるか再検討する。								
32	市単独建設事業の重点化	義務教育施設等公共施設の老朽化が進んでいる。耐震、老朽化対策工事を重点とし、新規事業は抑制する。投資的経費をおおむね3億円程度減額し、毎年度40億円程度とする。								
効果額			0	0	-62	-62	-62	-62	-62	

特別会計の財政健全化

単位：百万円

NO	事務事業名等	見直しの内容	検討()・推進()						
			16	17	18	19	20		
33	国民健康保険特別会計の財政健全化	財政健全化計画の策定を行い、健全化策を進める。また真に赤字解消につながるような負担のあり方について検討する。							
34	公共下水道事業特別会計への繰り出し金の抑制	資本費平準化債の発行を検討する。							
	効果額		-	-	-	-	-	-	-

一部事務組合事業の見直し

単位：百万円

NO	事業名等	見直しの内容	検討()・推進()							
			16	17	18	19	20			
35	し尿処理業務の見直し	し尿の公共下水道への直接投入施設を整備するので、その運営方法について検討する。								
36	養護老人ホームの見直し	入所者の減少傾向、河北養護老人ホームの建て替えの難しさ等課題が多い。措置移管を検討する。								
	効果額		-	-	-	-	-	-	-	-

NO	事務事業名等	見直しの内容	検討()・推進()					
			16	17	18	19	20	
37	徴収率の向上	1%向上のための対策を実施する。平成17年度までに低下を止め、以後2年間で0.5%、4年間で1%アップを図る。		0	45	92	140	
38	納税の利便性向上	コンビニ納税、口座振替の推進を図る。					↑	
39	適正課税の推進	課税客体の把握、調査の強化を図り、課税につなげる。					↑	
40	政策税制の実施	起業後数年間の法人市民税割の税率引き下げなど起業者支援税制の検討を行う。						
41	産業振興策の強化	産業・商業を活性化させるため、企業誘致のための補助金制度創設、新規の施策展開を検討する。						
42	使用料・手数料等の算定の基準化、ルール化及び適正化	使用料・手数料等の算定根拠を明確にし、見直しのルール化を図る。そのうえで、料金の適正化を図る。		5	10	10	10	
43	使用料・手数料等の徴収の適正化	公営住宅家賃など収納率が低下している。負担の公平性の観点から滞納対策を強化する。		6	12	16	19	

歳入

歳入の確保

単位：百万円

NO	事務事業名等	見直しの内容	検討()・推進()				
			16	17	18	19	20
44	受益者負担の適正化	特定の個人に受益があり、市民負担を求めらるべき事業について見直しを行う。			20	20	20
45	市有地の売却等	利用目的のないあるいは利用度の低い土地の売却を進める。また市有地の貸付け料の適正化が必要な物件については是正する。					
効果額			0	11	87	138	189

効果額合計	合計額				
	16	17	18	19	20
歳出	516	127	-242	-794	-772
歳入	0	11	87	138	189
合計	-516	-116	329	932	961

資料編：財政の現状及び分析

1	財政の現状	1
(1)	決算規模及び収支	1
(2)	財政構造について	3
	経常収支比率の状況	3
	公債費比率等の状況	4
	地方債残高の状況	5
	積立金残高の状況	6
2	歳入の状況	7
(1)	市税について	7
(2)	地方交付税及び臨時財政対策債について	8
3	歳出の状況	9
(1)	人件費	10
(2)	公債費	12
(3)	扶助費	13
(4)	物件費	14
(5)	繰出金	15
(6)	投資的経費	16

1 財政の現状

(1) 決算規模及び収支

- ・ 決算規模は、右肩あがりから減少傾向に変化しています。
- ・ 収支は、平成7年度以降黒字決算を維持しています。
- ・ 行財政改革の推進、基金の取崩しで収支を保ってきました。

決算額及び収支の状況

単位:百万円

	歳入決算額	歳出決算額	実質収支	単年度収支	実質単年度収支
平成元年度	29,161	30,750	1,666	103	116
平成2年度	30,590	31,626	1,091	574	790
平成3年度	33,285	33,485	236	856	263
平成4年度	32,057	32,335	295	60	344
平成5年度	32,902	33,072	252	43	851
平成6年度	33,431	33,471	96	156	538
平成7年度	35,724	35,534	109	205	569
平成8年度	38,768	38,475	133	24	948
平成9年度	38,820	38,487	218	85	1,245
平成10年度	40,665	39,854	186	32	101
平成11年度	41,075	40,957	62	124	322
平成12年度	40,104	39,882	41	21	236
平成13年度	41,139	40,989	56	16	72
平成14年度	39,569	39,275	276	220	267
平成15年度	39,472	39,106	279	3	550

平成元年度から平成15年度の普通会計における決算規模、収支は表のとおりです。決算規模は、その時々大きな建設事業の有無等により多少の増減はありますが、総じて右肩上がりで推移しています。ただ、直近の2年間は連続して減少しています。さらに平成16年度も借換債を除けば実質的に

減少することはほぼ確実で、決算規模は3年続けて減少することになります。

収支は、平成7年度に13年ぶりに黒字に転換し、以来黒字決算を続けています。また、財政健全化を最優先させる縮小均衡策は行わず、行財政改革を継続しながら市民サービスを維持・向上させる基本姿勢を堅持しています。したがって財源が不足すれば、基金を取り崩し、中期的な視点から財政健全化対策を講じ、黒字決算を保ってきました。

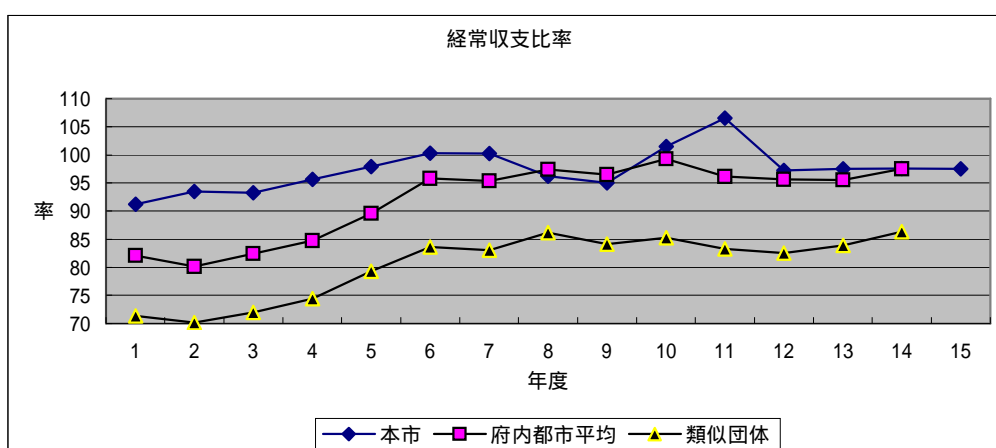
(2) 財政構造について

経常収支比率の状況

- ・ 経常収支比率は、95%以上で推移しており、財政構造の硬直化が常態化しています。
- ・ 財政構造が硬直化していますので、今後の市税、地方交付税等の財源減少に対する財政的な対応力がありません。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源等の額を経常一般財源等の額で除して算出されます。すなわち経常経費に必要な財源を、経常的な財源でどれくらい賄えるのかを表しています。経常的な財源に余剰があるのが通常で、この場合経常収支比率は100%以下となります。経常一般財源等の余剰は建設事業や新規ソフト事業等の臨時的経費に充当できますが、経常一般財源等の余剰が多いほど財政対応力は増し財政構造に弾力性があることとなります。

経常収支比率の推移をみると、最近では95%以上で推移しています。府内都市平均は平成元年度から80%台、平成6年度以降90%台となっています。本市の場合、平成元年度以降全て90%台で、うち4回が100%を超えています。経常収支比率は、90%を超えると非常事態といわれますが、本市の場合、非常事態が常態化しています。



この比率は、今後、極めて重要な意味を持っています。建設事業等の臨時的経費支出へのゆとりの度合いとともに、今後の市税の減少や三位一体改革による地方交付税の減少に対して、どれだけ耐えられる体力を持っているかを見ることが出来るからです。類似団体の経常収支比率は、80%台半ばで本

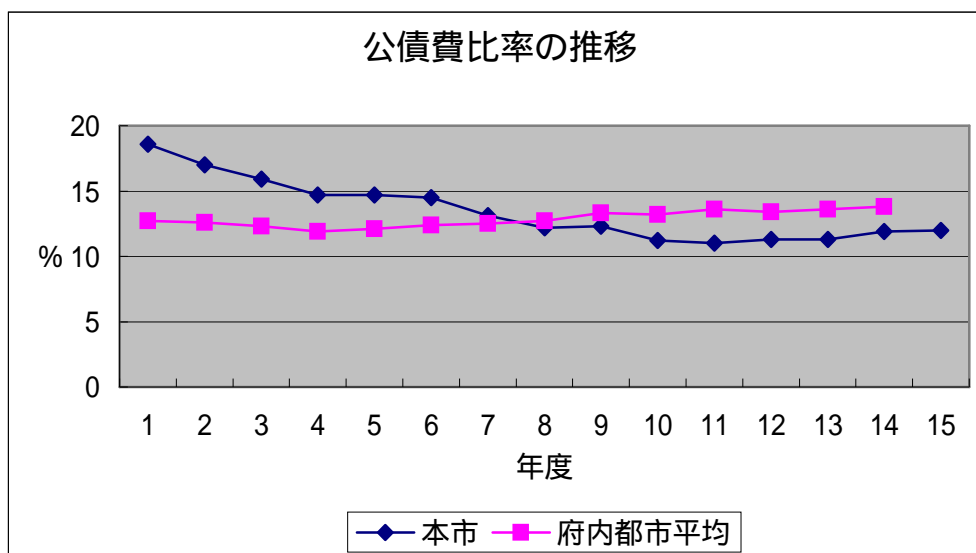
市とは10%超の開きがあります。これを本市の額に直しますと、類似団体は一般財源で20億円以上本市より余裕があるということになり、逆に本市は今後の市税の減少や三位一体改革による地方交付税の減少に対し、ほとんど対応力がないことになります。

公債費比率等の状況

- ・ 現状では、公債費比率等は府内都市平均よりも低い状態にあります。
- ・ 今後は投資的経費の増加、臨時財政対策債の償還で上昇します。

公債費の負担度を表す指標としては3種類の指標があります。一般財源総額に対する公債費充当一般財源の割合を示す「公債費負担比率」、交付税に算入されている公債費相当額を除いて算出される「公債費比率(単年度)」、市が起債の発行を制限される場合のボーダーラインである起債制限比率(3カ年平均)です。

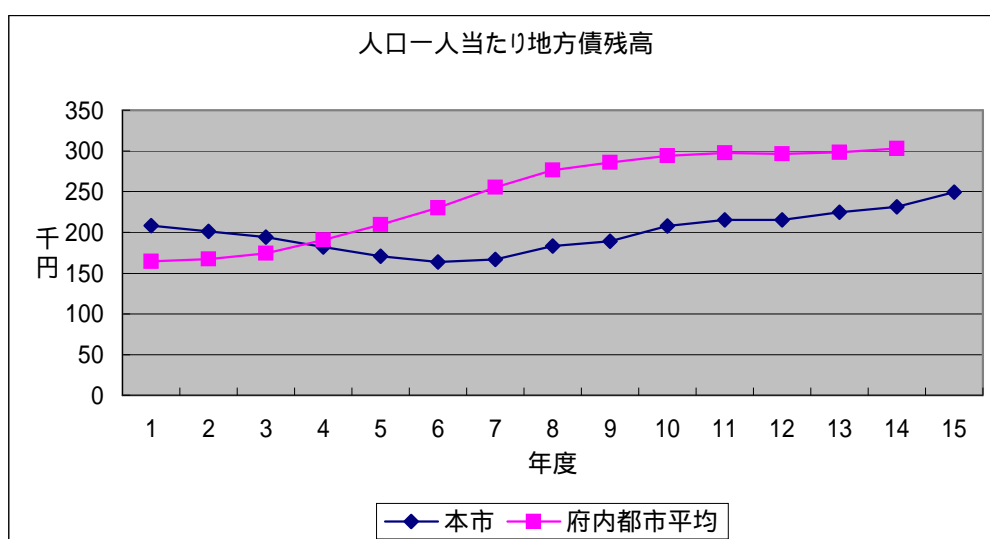
現時点ではいずれの指標とも府内都市平均よりも低くなっています。これはバブル経済の前後を通じて地方債の発行を抑制してきたことによります。しかしながらここ最近では、やや上昇傾向に転じています。これは黒字決算に転換以後、投資的経費を増やしてきた結果です。また平成13年度以降、臨時財政対策債の発行も増加しているため、今後比率は上昇します。



地方債残高の状況

- ・ 臨時財政対策債の増加が著しい。
- ・ 下水道事業債の増加が繰出金を増加させています。

「人口一人当たり地方債残高」の推移では、府内都市平均より少ない水準となっています。しかし近年の地方債残高の動きでは、平成7年度以後の建設事業の増加や、平成13年度以後の臨時財政対策債の発行急増で、残高が大きく増加しています。増加の内容を分析すると、建設事業に充当している地方債については近年減少傾向にありますが、臨時財政対策債の増加が著しく増加しています。臨時財政対策債は、一般財源の減少を補うもので、いますぐに発行を止めることになれば市民生活の基礎的なサービスにも影響が出てきます。現状では発行はやむを得ないものですが、できるだけ抑制する方向で努力しなければなりません。



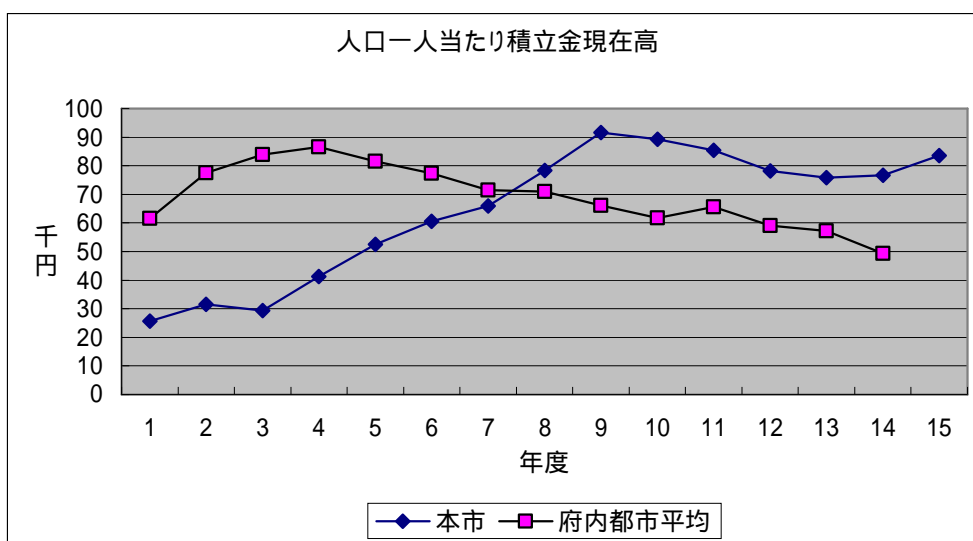
また、公共下水道特別会計の地方債残高は、下水道整備事業を重点事業として積極的に取り組んできたことから、すでに普通会計の地方債残高を上回っています。現在、公共下水道事業は、平成18年度末までに人口普及率90%となるよう進めており、地方債残高は今後更に増加します。地方債発行は、繰出金の増加に直結するため、注意が必要です。

積立金残高の状況

- ・ 積立金残高は府内都市平均よりも多く、減少も少ない。
- ・ 財源不足に活用できる基金は、約74億円です。

「人口一人当たりの積立金残高」を府内都市平均の推移と比べると、やや多い水準で推移しています。積立基金残高の府内都市平均は平成4年度以後減少に転じ、本市も平成9年度以降は減少に転じています。しかし、本市の減少割合は府内平均よりも小さい状況です。

財政運営上財源が不足した場合、活用できる基金としては、財政調整基金、減債基金及び職員の大量退職期における職員退職手当基金の3つの基金があり、これらの基金合計は平成15年度末で74億円となっています。

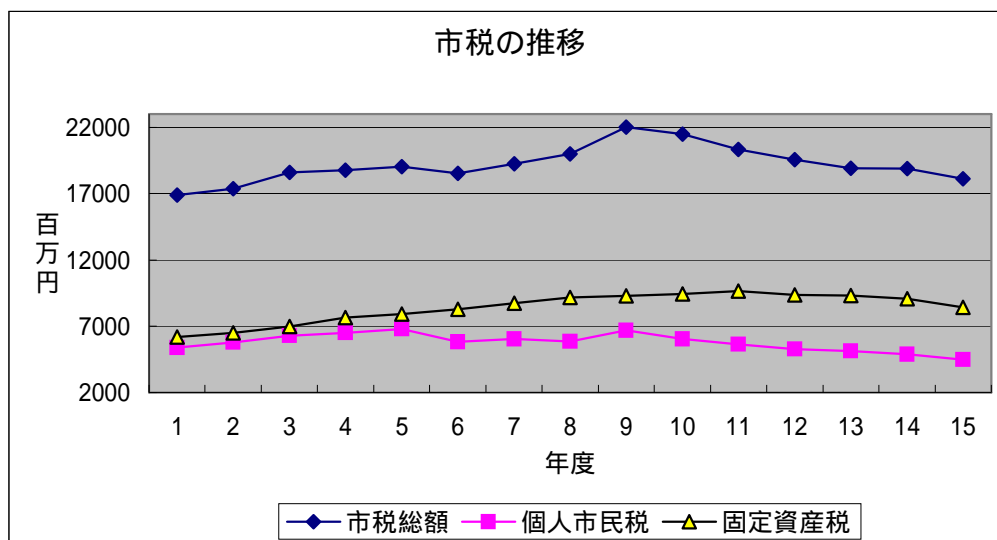


2 歳入の状況

(1) 市税について

- ・ 市税の減少は、平成15年度と平成16年度の2年間で20億円程度にのぼります。
- ・ 社会・経済の「構造的要因」により減少していますので、容易に回復しません。

市税総額は図のとおり、平成9年度以降連続して減少しています。平成15年度で7億5千万円、平成16年度も12億5千万円程度の減少と見込んでいます。わずか2年で20億円もの市税が減少する見込みです。税目別の推移では、個人市民税が景気回復の遅れによる所得の減少と、納税義務者数そのものの減少もあって、減少を続けています。所得の減少は、雇用環境の悪化もあり、景気が本格的に回復しても大きく増加するとは考えられません。



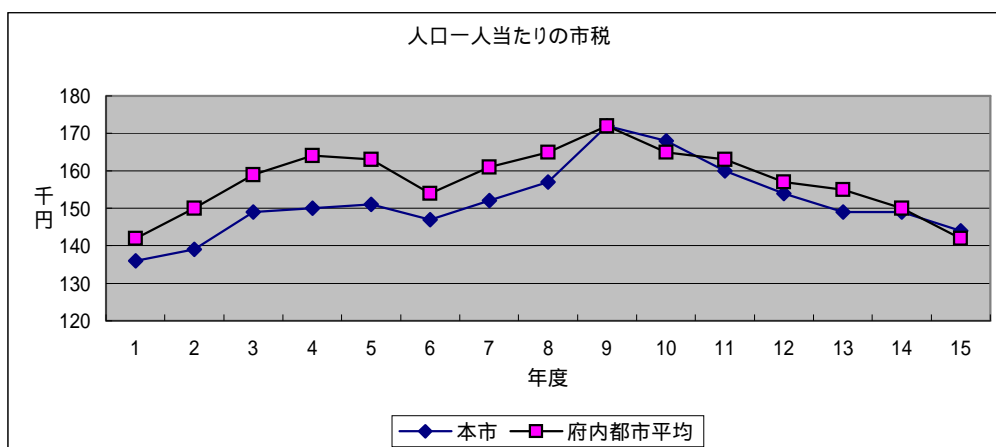
また納税義務者の減少は、生産年齢人口が減少していることや、職を持たない若者が増加するなど、社会構造の変化によるものです。

固定資産税は、土地については価格の下落がようやく緩和の兆しをみせていますが、いまなお厳しい状況にあります。

法人市民税については、平成14年度、平成15年度と大きく増加しまし

たが、平成16年度は一転しておよそ半分の額にまで減少する見込みです。法人市民税は同じ業種の上位2社で税額の50%を占めていて、うち1社が年度途中で合併して消滅しています。非常に安定性に欠ける状況です。

人口一人当たりの税額では、最近では府内都市平均をわずかに下回る水準で推移しています。平成15年度では、法人市民税の増加などにより府内都市平均(142,420円)を上回る額(143,811円)となりましたが、平成16年度以降は法人市民税が減少するため、楽観ができません。



(2) 地方交付税及び臨時財政対策債について

- ・ 国の三位一体改革の地方交付税削減は、今後5年間で現在発行している臨時財政対策債相当額が減少すると予想されます。
- ・ 地方交付税の総額削減により、財源保障機能が弱まる方向にあり、一層の歳出削減が求められます。

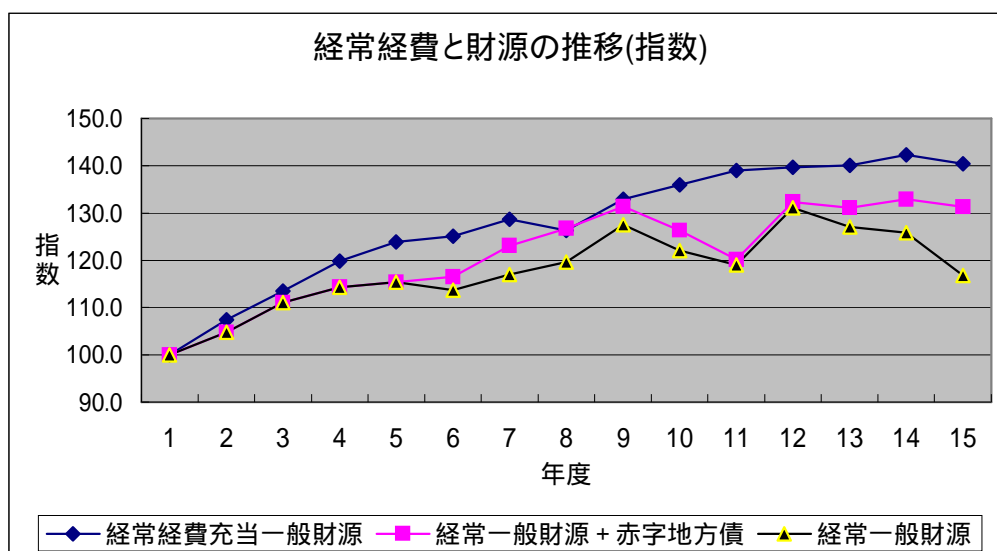
地方交付税は、今後国の三位一体改革によってその総額が削減されます。改革の初年度は、臨時財政対策債と合わせてマイナス12%と大幅な削減でした。今後の改革では、少なくとも国の地方交付税の原資不足を地方負担で補っている臨時財政対策債相当額程度は削減されると見込まれます。具体的に本市にどの程度の影響があるか、推移を見守る必要がありますが、基本的な方向としては、地方全体の歳出の一層の見直しを前提に、地方交付税は「財源保障機能」を弱め、不交付団体が増えていくこととなります。本市としても一層の歳出削減が求められます。

3 歳出の状況

- ・ 一般財源ベースの経常経費は、平成12年度以降横ばい傾向にあります。
- ・ 財源は、平成13年度以降急速に減少(臨時財政対策債等(赤字地方債)を加えて横ばいを維持)しており、一層の歳出削減が課題です。

下図の中で、経常経費充当一般財源の推移は、平成12年度以降ほぼ横ばいで推移しています。物件費、扶助費、繰出金等の増加を人件費の減少で相殺し増加を抑制しているためです。

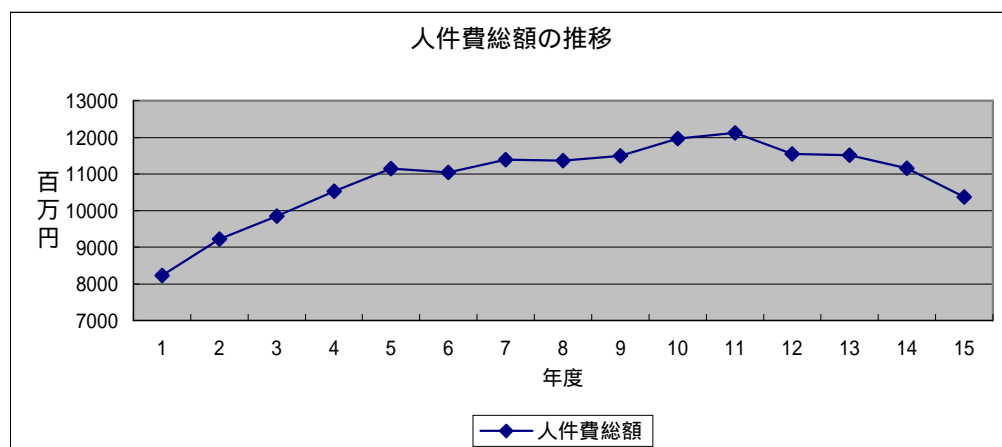
一方、経常一般財源の推移は、平成13年度以降大きく減少しています。市税の減少や普通交付税の一部が赤字地方債に振り替えられたことによるものです。平成15年度は、平成元年度の1.1倍の水準にまで減少しています。これらの減少は、赤字地方債を加えた額の推移でもわかるように、地方債の発行によってかろうじて横ばいを維持している状況です。



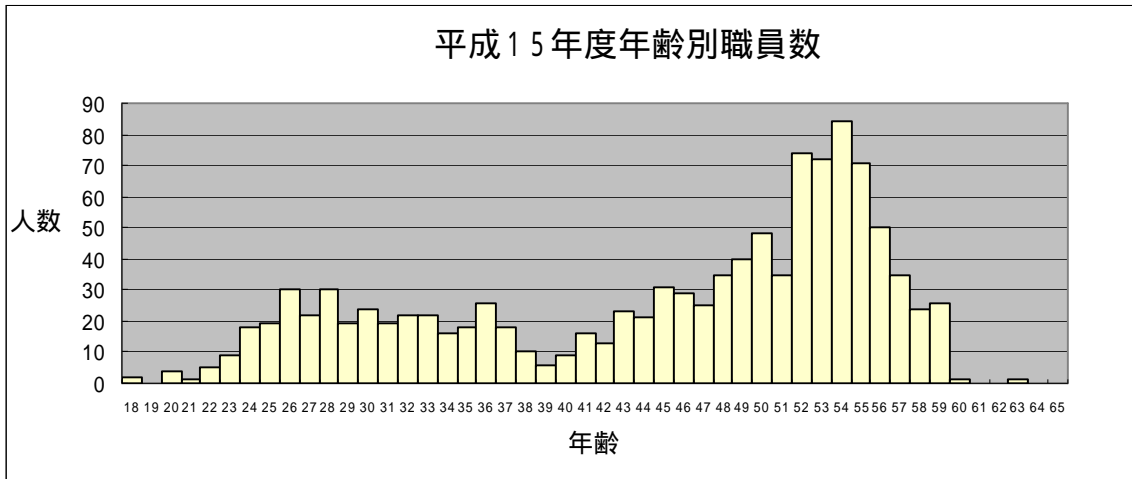
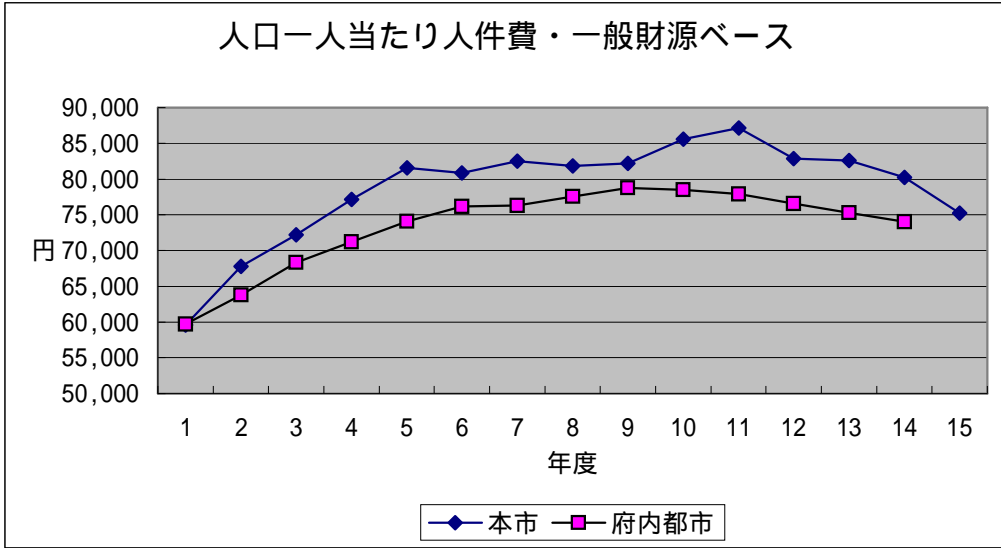
(1) 人件費

- ・ 人件費総額は、10年以上前の額にまで減少していますが、府内都市平均と比較するとまだ大きい状況です。
- ・ 職員の新陳代謝があまり進んでおらず、依然として年齢構成の高齢化が人件費総額を大きくしています。

人件費は、本市自身の動きからみれば、職員数の削減計画による職員数の減少や給与費単価の抑制などにより相当減少しています。平成15年度の人件費総額でも、すでに10年以上前の額にまで減少しています。



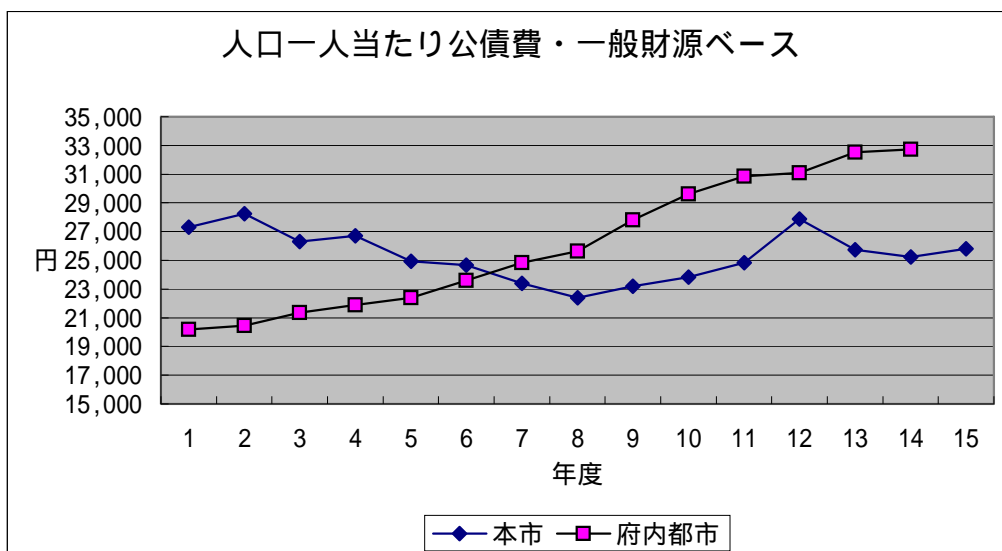
しかし経常収支比率における人件費の率は、常に府内都市平均よりも4ポイント程度高い水準にあり、図の「人口一人当たり人件費・一般財源ベース」でも、府内都市平均より常に本市の方が高い額で推移しています。この原因としては、本市における職員の年齢構成の高齢化が最も大きな要因となっています。



(2) 公債費

- ・ 現在は府内都市平均よりも低く安定していますが、今後は平成16年度に借換えする減税補てん債、平成13年度以降発行している臨時財政対策債の元金償還が始まるので増加します。

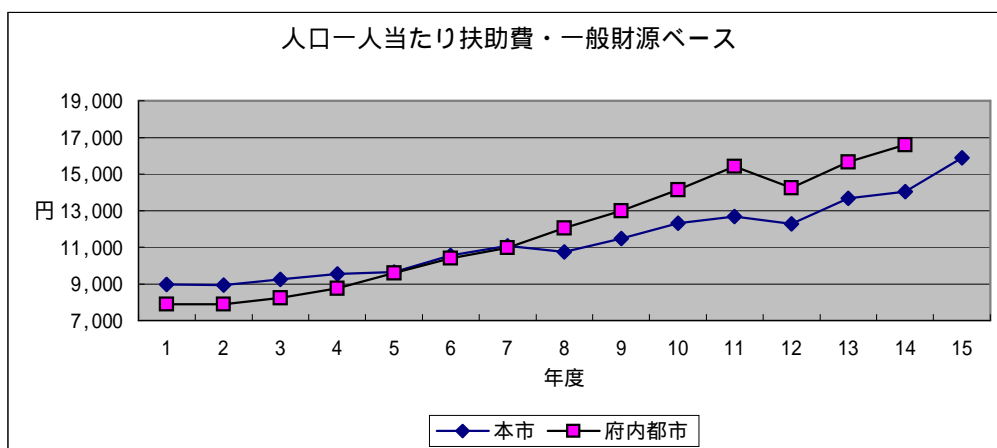
公債費は、図の「人口一人当たり公債費・一般財源ベース」でみると、平成7年度にそれまで高かった本市と府内都市平均が逆転しています。バブル経済期に、地方債発行を抑制していた効果が現れています。しかしその後本市も、まちづくりへの投資を増やしてきているので、わずかに増えつつあります。今後は、平成16年度に借換えする減税補てん債、平成13年度以降発行している臨時財政対策債の元金償還が、平成17年度から始まるため増加していきます。



(3) 扶助費

- ・ これまで生活保護費の伸びが低かったため、府内都市平均よりも扶助費の負担が少なかった。
- ・ 児童扶養手当事務の市への移管、児童手当支給年齢の拡大、乳幼児医療助成の対象年齢拡大のほか、最近では雇用情勢などが厳しく生活保護費も急増しています。

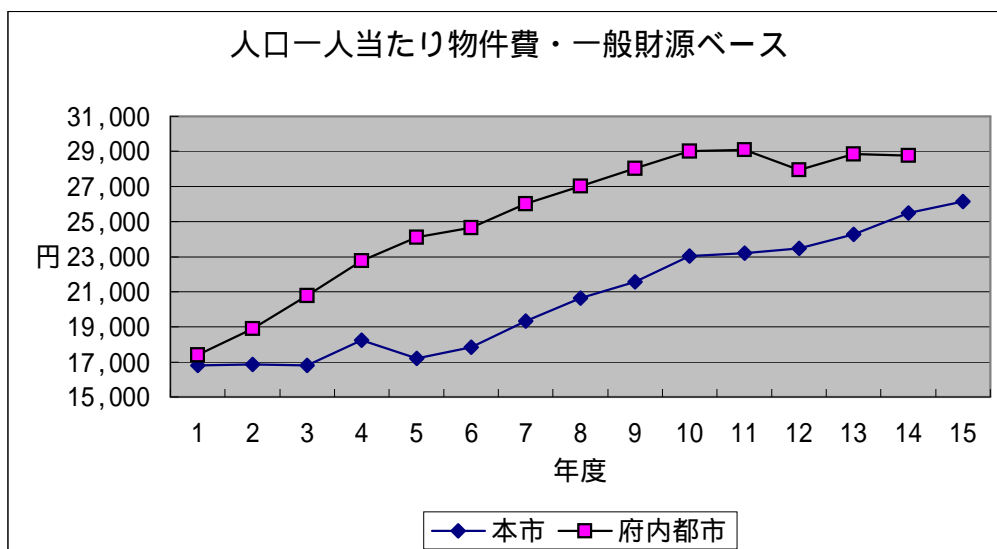
扶助費は、図の「人口一人当たり扶助費・一般財源ベース」で見ると、平成8年度以降、府内都市平均よりも本市のほうが低くなっています。これは、本市の生活保護費の伸びが低いことによるものです。平成12年度に扶助費が低下したのは、介護保険制度の創設によるものです。平成13年度以降の伸びが高いのは、児童扶養手当事務が市に移管されたこと、児童手当支給年齢の拡大、乳幼児医療助成の対象年齢拡大などによるものです。最近では雇用状況が厳しいことなどから、生活保護費が急増しています。



(4) 物件費

- ・ 府内都市平均よりも、物件費が少ない。財政的理由で経費節減の努力を行ってきた結果です。
- ・ 福祉・教育分野の充実、行政改革による人件費削減で事務業務委託にかかる物件費が増加します。

物件費は、図の人口一人当たり物件費・一般財源ベースでみると、府内都市平均がバブル経済期以降大きな伸びを示したのに対し、本市は抑制的に推移しています。長期にわたる財政難で物件費の節減努力を行ってきた結果です。平成12年度以降は、本市の伸びのほうが大きく格差が縮まってきました。放課後児童健全育成事業の推進など、福祉、教育分野の充実や職員数削減計画の進捗にともなって増加する事務業務委託によるものです。

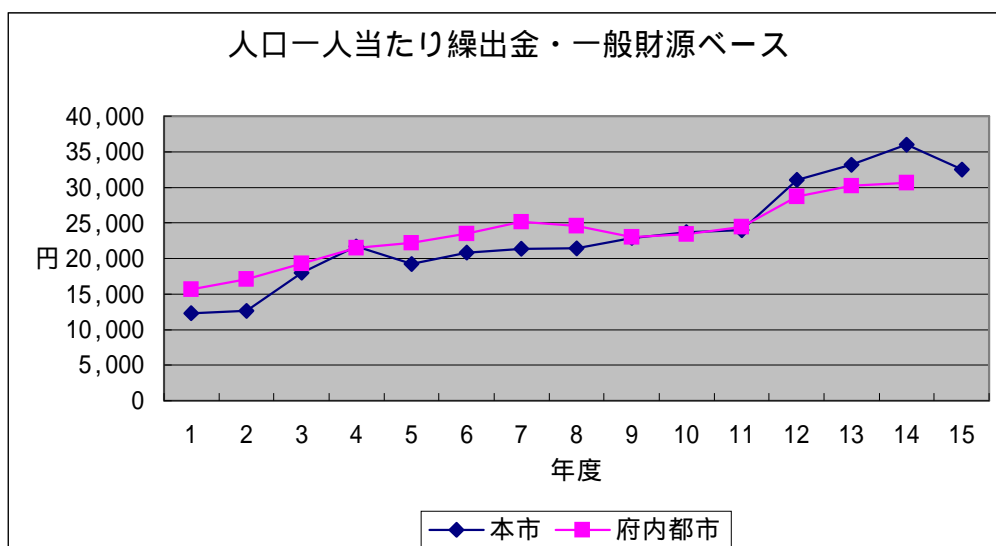


(5) 繰出金

- ・ 繰出金は、経常収支比率が高い人件費について第2の要因です。
- ・ 国保、公共下水道事業、介護保険ともに今後の増加要因があります。

繰出金は、人件費について経常収支比率が高い第2の要因です。このため、特別会計への繰出金の見直しが課題です。図の「人口一人当たり繰出金・一般財源ベース」では、平成12年度以降の増加が顕著なのは、介護保険制度創設、国保財政健全化計画による赤字補てんの増加、公共下水道事業の地方債償還額の増加によるものです。平成15年度で本市の額が減少しているのは、国保会計への赤字補てんを抑制したためです。

今後も、介護給付の対象者の自然増加、公共下水道の地方債残高の増加、国保会計の単年度赤字が5億円程度に増えていることなど、繰出金の増加要因があります。

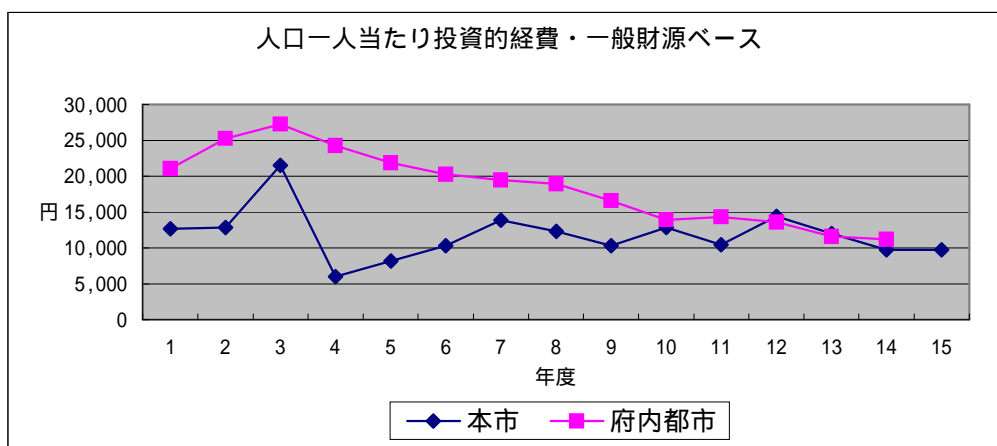


(6) 投資的経費

- ・ 府内都市平均が減少傾向を続けているのに比べ、本市は一定の水準を維持しています。
- ・ 現在、新たな事業が本格化するまでの端境期にあります。

投資的経費は、図の「人口一人当たり投資的経費・一般財源ベース」で見ると、府内都市平均が平成3年度をピークに大きく下げています。これはバブル経済崩壊で事業を抑制したためです。本市は平成7年度に実質収支が黒字に転換したのを機に増加させています。年度によって増減を繰り返しながらも、一定の範囲内で推移しています。平成13年度以降はこれまで進めてきた住道駅周辺整備事業、都市公園整備事業等の事業が一段落してきたこともあり減少しています。

現在は西部図書館整備事業、生涯学習センター整備事業、深野北御供田線整備事業など新たな事業がいくつかスタートしています。



大東市行財政改革プラン

- 大東市行財政改革大綱 -

(平成16年度～平成20年度)

平成16年12月

印刷番号

16 - 68
